

那覇市公報

号外第704号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○那覇市宮奥武山体育施設条例（教育委員会市民スポーツ課）	702
○那覇市立学校体育施設使用料条例（教育委員会市民スポーツ課）	713
○那覇市公民館条例（教育委員会生涯学習課）	717
○那覇市公園条例の一部を改正する条例（公園管理室）	723
○那覇市民会館条例の一部を改正する条例（文化振興課）	726
○那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国保長寿医療課）	733
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国保長寿医療課）	735
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（商工農水課）	740
○那覇市民ギャラリー条例の一部を改正する条例（文化振興課）	743
○パレット市民劇場条例の一部を改正する条例（文化振興課）	746
○那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例 （障がい福祉課）	751
○那覇市 ^{タマウト・オン} 玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例（教育委員会文化財課）	755
○那覇市体育施設条例の一部を改正する条例（教育委員会市民スポーツ課）	758
○那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例（花とみどり課）	766

◇規 則

○那覇市中小企業振興審議会規則（商工農水課）	770
○那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園管理室）	773

○那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）	777
○那覇市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）	799
○パレット市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則（文化振興課）	803
○那覇市重度心身障害者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則 （障がい福祉課）	819
○那覇市緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則（花とみどり課） ..	832

条 例

那覇市条例第24号

平成21年 9 月30日

那覇市宮奥武山体育施設条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営奥武山体育施設条例

(設置)

第1条 スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興を図り、その他文化的な行事の用に供するため、那覇市営奥武山体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
那覇市営奥武山野球場	那覇市奥武山町42番地の1
那覇市営奥武山屋内運動場	那覇市奥武山町50番地の1地先

(施設の構成)

第3条 体育施設は、次の表の左欄に掲げる名称に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる施設をもって構成する。

名称	施設名	
	主施設	付属施設
那覇市営奥武山野球場	グラウンド 観客席	応接室 医務室 会議室 貴賓室 競技運営室 大会主催者室 記録室 審判員室 整備員控室 ロッカールーム ウォーミングアップ室 シャワールーム 次選手控室 審判員控室 警備員室 室内ブルペン ダッグアウト カメラマン席 切符売り場 野球資料館
那覇市営奥武山屋内運動場	アリーナ	更衣室

(事業)

第4条 体育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーション等のための施設、設備等の提供に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーション等の指導及び普及に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事業

(利用時間及び休場日等)

第5条 体育施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、第16条第1項の規定により教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

- 2 体育施設の休場日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(利用期間)

第6条 利用する期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入場の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、物品販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をするために那覇市営奥武山野球場エントランス広場を利用しようとする者に対して利用許可をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を得なければならない。許可した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2から別表第8までの区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。ただし、利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない。

- (1) 本市又は本市の機関が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) 指定管理者が当該施設を公共目的で利用する場合
- (3) 公共的団体が本市の行政活動への協力目的で利用する場合
- (4) 市内の公共的団体が本来の活動目的で利用する場合
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が教育上の目的で利用するとき又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する市内の保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合
- (6) 利用する団体(構成員が本市に在住、在勤又は在学する者に限る。以下同じ。)の構成員の半数以上が障がい者である場合

- (7) 利用する団体の構成員の半数以上が65歳以上である場合
- (8) 利用する団体の構成員の半数以上が中学生以下である場合
- (9) 沖縄県中学校体育連盟若しくは那覇地区中学校体育連盟又は那覇市スポーツ少年団が主催する児童又は生徒を対象とした行事に利用する場合
- (10) 沖縄県高等学校野球連盟又は沖縄県野球連盟が主催又は共催する県大会、九州大会、全国大会等に利用する場合
- (11) 指定管理者が特別の理由があると認める場合
- (12) その他市長が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第13条 利用者は、体育施設を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、体育施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第16条 教育委員会は、次に掲げるすべての要件を満たし、体育施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書等の内容が体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った体育施設の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、体育施設の管理を行おうとするものの教育委員会に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。
（指定管理者が行う管理の基準）

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、体育施設の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 体育施設の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

付 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 第16条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第5条関係)

名称	施設名	利用時間
那覇市営奥武山野球場	グラウンド 観客席 応接室 医務室 会議室 貴賓室 競技運営室 大会主催者室 記録室 審判員室 整備員控室 ウォーミングアップ室 次選手控室 審判員控室 警備員室 室内ブルペン ダッグアウト カメラマン席 切符売り場 野球資料館	9時～21時
	ロッカールーム シャワールーム	9時～21時30分
那覇市営奥武山屋内運動場	アリーナ	9時～21時
	更衣室	9時～21時30分

備考 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

別表第2(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(グラウンド及び観客席)

区分				1時間あたりの金額(円)	
				利 用 時 間内	そ の 他 の 時 間 帯 又 は 超 過 時 間
入 場 料 を 領 収 し な い 場 合	アマチュ アスポー ツ及びレ クリエー ションに 利用する 場合	児 童 生 徒 等 の 団 体	土曜、日曜 日及び休日	1,200	1,400
			その他の日	1,000	1,200
		そ の 他 の 団 体	土曜、日曜 日及び休日	3,600	4,300
			その他の日	3,000	3,600
	プロスポーツ団体が利用する場合			14,000	16,800
	その他の場合		土曜、日曜 日及び休日	10,800	13,000
その他の日			9,000	10,800	
入 場 料 を 領 収 す る 場 合	アマチュ アスポー ツ及びレ クリエー ションに 利用する 場合	児童生徒等の団体		2,400	
		その他の団体		7,200	
	プロスポーツ団体が利用する場合			28,000	
	その他の場合			21,600	

備考

- 1 この備考中「規定利用料金」とは、利用の区分に応じ、それぞれこの表の1時間あたりの金額欄に定める額をいう。
- 2 この表において「入場料」には、会費、賛助金、寄附金、募金その他の入場料の類を含むものとする。
- 3 この表において「児童生徒等」とは、高等学校の生徒以下の者をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日をいう。
- 4 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 5 この表の「入場料を領収する場合」の項「アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合」の区分中「児童生徒等の団体」及び「その他の団体」の利用に係る利用料金は、当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。)ごとに、1人あたりの入場料の最高額に、児童生徒等の団体にあつては50を、その他の団体にあつては100を乗じて得た額を、規定利用料金により算定した額に加算した額とする。
- 6 この表の「入場料を領収する場合」の項に該当し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために利用する場合の利用料金は、当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。)ごとに、1人あたりの入場料の最高額に200を乗じて得た額を規定利用料金により算定した額に加算した額とする。
- 7 那覇市民(本市に、在勤又は在学する者及び住所を有する団体を含む。以下同じ。)以外の者が利用する場合の利用料金は、前項までの規定に準じて算定した額に、当該算定額の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 8 その他の時間帯(利用時間以外の時間帯をいう。以下同じ。)に利用する場合(利用料金の全部又は一部を免除する場合も含む。以下同じ。)は、2,500円を加算するものとする。

別表第3(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(附属施設及び設備)

区分	利用単位	金額(円)	
		アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	その他の場合
大会関係者室(貴賓室 競技運営室 大会主催者 室 記録室 審判員室 整備員控室 ウォーミン グアップ室 次選手控室 審判員控室 警備員室	1式1時間	420	840

室内ブルペン ダッグアウト 切符売り場 ロッカールーム)			
会議室(大)		1室1時間	420
会議室(小)			210
放送設備		1時間	420
電光表示板			1,050
冷房設備	大会関係者室	1室1時間	400
	会議室(大)		600
	会議室(小)		400
照明設備	全点灯(144球点灯)	1時間	8,860
	2/3点灯(108球点灯)		8,200
	1/3点灯(54球点灯)		6,870

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用目的が大会や興行を行うためである場合においては、衛生費として、4時間未満の大会の場合は1,500円、4時間以上の大会の場合は3,000円、4時間未満の興行の場合は10,000円、4時間以上の興行の場合は20,000円を加算するものとする。
- 3 野球資料館の入場料は、無料とする。

別表第4(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(備品)

器具名	利用単位	金額(円)	
		アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	その他の場合
バッティングゲージ	1台1時間	260	520
ピッチングマシン		840	1,680
防球ネット		50	100
移動式バックネット		260	520

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

別表第5(第9条関係)

那覇市営奥武山野球場の利用料金(エントランス広場)

区分	利用単位	金額(円)
----	------	-------

物品販売、広告、宣伝、寄附募集 行為その他これらに類する行為	専用面積1平方メートルに つき1日あたり	27
-----------------------------------	-------------------------	----

備考 指定管理者が、事前に教育委員会の承認を得て利用させる場合に限る。

別表第6(第9条関係)

那覇市営奥武山屋内運動場の利用料金(アリーナ)

区分				1時間あたりの金額(円)	
				利用時間内	その他の時間帯又は超過時間
全面 使用	入場料 を領収 しない 場合	アマチュアス ポーツ及びレ クリエーショ ンに利用する 場合	児童生徒等 の団体	1,700	2,000
			その他の団 体	3,400	4,100
		プロスポーツ団体が利用する 場合		13,300	16,000
		その他の場合		10,200	12,200
	入場料 を領収 する場 合	アマチュアス ポーツ及びレ クリエーショ ンに利用する 場合	児童生徒等 の団体	3,400	
			その他の団 体	6,800	
		プロスポーツ団体が利用する 場合		26,600	
		その他の場合		20,400	
部分 使用 (1 コー ト)	バレーボール	児童生徒等 の団体		600	700
		その他の団 体		1,200	1,400
	ゲートボール	児童生徒等 の団体		450	500
		その他の団 体		900	1,100
	フットサル、ミニサッ カー	児童生徒等 の団体		850	1,000
		その他の団 体		1,700	2,000
	ドッジボール	児童生徒等 の団体		300	400
		その他の団 体		600	700

備考

- 1 この備考中「規定利用料金」とは、利用の区分に応じ、それぞれこの表の1時間あたりの金額欄に定める額をいう。
- 2 この表において「入場料」には、会費、賛助金、寄附金、募金その他の入場料の類を含むものとする。
- 3 この表において「1コート」とは、各競技種目で使用する面積のことをいい、「児童生徒等」とは、高等学校の生徒以下の者をいう。
- 4 この表の「部分使用(1コート)」の項中区分欄に掲げる競技種目(以下「区分種目」という。)以外の種目を行う場合の1時間あたりの利用料金は、区分種目の規定利用料金を基準として、当該区分種目以外の種目の態様及び使用面積の割合等を考慮して計算した額とする。
- 5 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 6 この表の「全面使用」の項「入場料を領収する場合」の区分中「アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合」における「児童生徒等の団体」及び「その他の団体」の利用に係る利用料金は、当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。)ごとに、1人あたりの入場料の最高額に、児童生徒等の団体にあつては50を、その他の団体にあつては100を乗じて得た額を、規定利用料金により算定した額に加算した額とする。
- 7 この表の「全面使用」の項中「入場料を領収する場合」に該当し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために利用する場合の利用料金は、当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。)ごとに、1人あたりの入場料の最高額に200を乗じて得た額を規定利用料金により算定した額に加算した額とする。
- 8 那覇市民以外の者が利用する場合の利用料金は、前項までの規定に準じて算定した額に、当該算定額の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 9 利用目的が大会や興行を行うためである場合においては、衛生費として、4時間未満の大会の場合は1,500円、4時間以上の大会の場合は3,000円、4時間未満の興行の場合は10,000円、4時間以上の興行の場合は20,000円を加算するものとする。
- 10 その他の時間帯に利用する場合は、2,500円を加算するものとする。

別表第7(第9条関係)

那覇市営奥武山屋内運動場の利用料金(体育用器具)

器具名	利用単位	金額(円)
バレーボール用器具	1組1回	105
フットサル用器具	1組1回	210

備考 器具には、得点板等の備品類を含め、ボール等の消耗品は除くものとする。

別表第8(第9条関係)

那覇市営奥武山屋内運動場の利用料金(照明設備)

区分	利用単位及び金額
アリーナ	1灯1時間につき24円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市条例第25号

平成21年 9 月30日

那覇市立学校体育施設使用料条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立学校体育施設使用料条例

（趣旨）

第1条 この条例は、那覇市立小学校及び中学校の体育施設（以下「学校体育施設」という。）を市民の利用に供する場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定による使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第2条 学校体育施設の利用に係る使用料は、別表に掲げる施設及び利用形態区分に応じて、それぞれ同表に定める額とする。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- （1）本市又は特定非営利活動法人那覇市体育協会が主催又は共催する行事のために利用する場合
- （2）市内の保育園又は幼稚園が利用する場合
- （3）構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合
- （4）構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用する場合
- （5）その他市長が特別の理由があると認める場合

（使用料の還付）

第4条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設及び利用形態区分			1時間あたりの金額(円)	
			施設	照明設備
体育館	小学校	定期利用登録団体が定期的にスポーツ・レクリエーションに利用する場合	210	510
	中学校		220	650
	小学校	臨時的にスポーツ・レクリエーション大会、その他催事等のために利用する場合	330	510
	中学校		370	650
武道場	石田中学校 寄宮中学校 古蔵中学校 松島中学校 石嶺中学校 神原中学校 小禄中学校	定期利用登録団体が定期的にスポーツ・レクリエーションに利用する場合	90	180
運動場	那覇中学校 神原中学校 首里中学校 金城中学校	A照明（サッカー、ソフトボール等に利用する場合の照明）	460	1,290
	城北中学校 石田中学校 小禄中学校 松島中学校	B照明（野球に利用する場合の照明）	460	2,280

備考

- 1 定期利用登録団体とは、体育館又は武道場を定期的に利用するため教育委員会に登録した団体をいう。
- 2 体育館又は武道場を2団体以上で利用する場合の使用料は、この表の使用料の額に、それぞれの専有する面積の割合を乗じて得た額とする。

- 3 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 4 1時間未満の利用時間は、1時間とする。

那覇市条例第26号

平成21年9月30日

那覇市公民館条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公民館条例

那覇市公民館条例(昭和50年那覇市条例第34号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に公民館を設置する。

2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市中央公民館	那覇市寄宮1丁目2番15号
那覇市久茂地公民館	那覇市久茂地3丁目24番1号
那覇市小禄南公民館	那覇市高良2丁目7番1号
那覇市首里公民館	那覇市首里当蔵町2丁目8番地2
那覇市若狭公民館	那覇市若狭2丁目12番1号
那覇市石嶺公民館	那覇市首里石嶺町2丁目70番地9
那覇市繁多川公民館	那覇市繁多川4丁目1番38号

(事業)

第3条 公民館は、法第22条に掲げる事業のほか、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業を行う。

(利用できる者)

第4条 公民館を利用できる者は、市内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第6条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第7条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する場合
- (3) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合
- (4) 構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合
- (5) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合
- (6) その他市長が特に必要と認める場合

（利用許可の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他教育委員会が不適當と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- （1） 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- （2） 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- （3） 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- （4） 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、公民館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（施設の変更禁止）

第12条 利用者は、公民館を利用する場合においては、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第13条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（損害賠償）

第14条 利用者は、利用に際し公民館の施設又は設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

館名	区分	使用料(円)	
		室料	冷房料
那覇市中央公民館	ホール	930	300
	会議室	160	100
那覇市久茂地公民館	ホール	930	300
	ばら	320	100
	きく	160	100
	ゆり	160	100
	すみれ(和室)	160	100
	つばき(和室)	160	100
	陶芸室	160	100
那覇市小緑南公民館	ホール	930	300
	中研修室	320	100
	視聴覚室	400	100
	和室	240	100
	小会議室A	240	100
	小会議室B	240	100
	児童図書室	160	100
	実習室	320	100
	団体連絡室	160	100
那覇市首里公民館	ホール	930	300
	視聴覚室	480	100
	会議室	480	100
	中会議室	320	100
	児童室	240	100
	展示室	930	300
	和室	400	100
	調理室	320	100

	団体室	160	100
那覇市若狭公民館	ホール	930	300
	第1研修室	400	100
	第2研修室	240	100
	第3研修室	160	100
	実習室	240	100
	和室	320	100
那覇市石嶺公民館	ホール	930	300
	第1学習室	320	100
	第2学習室	320	100
	実習室	400	100
	和室	240	100
那覇市繁多川公民館	ホール	930	300
	研修室1	320	100
	研修室2	240	100
	和室	240	100
	実習室	400	100

備考

- 1 使用料は、1時間当たりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

那覇市条例第27号

平成21年 9 月30日

那覇市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例の一部を改正する条例

那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第11条 [略] 2 [略] <u>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</u> <u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による市内の学校(幼稚園を含む。)又は保育所等が教育上又は保育上の目的で使用するとき。</u> <u>(2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために使用するとき。</u> <u>(3) その他市長が特に必要と認めるとき。</u> 4 [略]	(使用料) 第11条 [略] 2 [略] <u>3 [略]</u> <u>(使用料の減免)</u> <u>第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。</u> <u>(1) 本市が主催する行事に使用する場合</u> <u>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校が教育上の目的で使用する場合又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する市内の保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で使用する場合</u> <u>(3) 本市が共催する行事に使用する場合</u> <u>(4) 公共的団体が公益の目的で使用</u>

(有料公園施設) 第15条 [略] 2 前項の使用料については、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。	する場合 (5) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者をいう。)</u>が使用する場合 (6) <u>本市に住所を有する満65歳以上の者が使用する場合</u> (7) <u>高校生以下の者が使用する場合</u> (8) <u>その他市長が特に必要と認める場合</u> (有料公園施設) 第15条 [略] 2 前項の使用料については、第11条第2項及び第3項並びに第11条の2の規定を準用する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市公園条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

那覇市条例第28号

平成21年 9 月30日

那覇市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市民会館条例の一部を改正する条例

那覇市民会館条例(1970年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第9条 [略] 2 [略] 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料を減額又は免除することができる。</u> [別表 別記]	(使用料) 第9条 [略] 2 [略] <u>(使用料の減免)</u> <u>第9条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。</u> (1) <u>本市が主催する事業に使用する場合</u> (2) <u>学術、芸術又は文化に関する団体等が本市と共催により使用する場合</u> (3) <u>公共団体、公共的団体、社会福祉団体等が本市と共催により使用する場合</u> (4) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の学校が教育目的のために使用する場合</u> (5) <u>行事に使用する日以外の日で、準備、リハーサル等のために使用する場合</u> (6) <u>その他市長が特に必要と認める場合</u> [別表(第9条関係) 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。
- 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに那覇市民会館の使用許可を申請した者の許可に係る使用料については、改正後の那覇市民会館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表

1 施設使用料

種別	区分		使用料							
			午前 9時 ～12 時	午後 13時 ～17 時	夜間 18時 ～22 時	昼間 9時 ～17 時	昼夜 13時 ～22時	全日9 時～ 22時		
大ホール (楽等 の施設を 含む。)	場 に 入 料 よ る 区 分 (費 を 含 む。)	1,000円 未満(無 料の場 合を含 む。)	平日	円 21,525	円 42,840	円 51,765	円 60,795	円 89,985	円 104,265	
			[略]							
		1,000円 以上 2,000円 未満	平日							
			土・日曜 祝祭日							
		2,000円 以上 3,000円 未満	平日							
			土・日曜 祝祭日							
		3,000円 以上	平日							
			土・日曜 祝祭日							
		中ホール(舞 台を含 む。)	平日							
			土・日曜 祝祭日							

2 附属設備使用料

種別	単位	使用料
[略]		
照明器具	[略]	
映写機	1回1点につき	4,725円以内で市長が定める額
ピアノ	[略]	
[略]		

備考

- 施設使用料にはホワイエ及び楽屋出演者控室等を含むものとする。
- 使用時間を超過して使用する場合は、1時間(1時間未満は1時間とみなす。)を限度とし、その使用料は、次のとおりとする。
12時～13時までの1時間については、午前使用料の1/3額

17時～18時までの1時間については、午後使用料の1／4額

22時～23時までの1時間については、夜間使用料の1／4額

3 冷房使用料は、次のとおり算定する。

大ホール 1時間につき 8,400円

中ホール 1時間につき 3,307円

会議室（洋室） 1時間につき 157円

会議室（和室） 1時間につき 315円

4 給湯室のガス使用については、実費とする。

5 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する
場合の使用料は、次のとおりとする。

大ホール 3,000円以上の使用料区分欄を適用

中ホール 当該使用料の20割額

会議室等 当該区分使用料の20割額

[改正後 別記]

別表(第9条関係)

1 施設使用料

種別	区分			使用料(円)					
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9 時 ～ 12 時	13 時 ～ 17 時	18 時 ～ 22 時	9 時 ～ 17 時	13 時 ～ 22 時	9 時～ 22時
大ホール (楽等付施を含む。)	入場 による 区分(費を含む。)	1,000円 未満(無 料の場合 を含む。)	平日	21,525	42,840	51,765	60,795	89,985	104,265
			土・日曜 日及び祝 日・休日	[略]					
		1,000円 以上 2,000円 未満	平日						
			土・日曜 日及び祝 日・休日						
		2,000円 以上 3,000円 未満	平日						
			土・日曜 日及び祝 日・休日						
		3,000円 以上	平日						
			土・日曜 日及び祝 日・休日						
		中ホール(舞台を含む。)	平日						
			土・日曜 日及び祝 日・休日						

備考

- この表において「祝日・休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日をいう。
- 施設使用料にはホワイエ及び楽屋出演者控室等を含むものとする。
- 使用時間を超過して使用する場合は、1時間(22時以降は2時間)を限度とし、その使用料は次のとおりとする(1時間未満は1時間とみなす。)。
 - 12時～13時までの1時間については、午前使用料の1/3の額
 - 17時～18時までの1時間については、午後使用料の1/4の額
 - 22時～24時までは1時間につき、夜間使用料の1/4の額
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合は、使用料は、次のとおりとする。

大ホール 3,000円以上の使用料区分欄を適用

中ホール 当該使用料の20割の額

会議室 当該区分使用料の20割の額

2 附属設備使用料

種別	単位	使用料
[略]		
照明器具	[略]	
ピアノ	[略]	
[略]		

備考 冷房使用料は、次により算定する。

大ホール 1時間につき 8,400円

中ホール 1時間につき 3,307円

会議室(洋室) 1時間につき 157円

会議室(和室) 1時間につき 315円

那覇市条例第29号

平成21年9月30日

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定については、公布の日から施行する。	付 則 1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定については、公布の日から施行する。 2 <u>被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは「39万円」とする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

那覇市条例第30号

平成21年 9 月30日

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項	付 則 (上場株式等に係る配当所得に係る保険税の課税の特例) 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例) 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、

又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

5 [略]

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る保険税の課税の特例)

第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

6 [略]

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における付則第3項の規定の適用については、同項中

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における第5項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林

「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額(法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における付則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における付則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又

所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 <u>9～12</u> [略]	は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 <u>11～14</u> [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第3項の改正規定(同項を付則第4項とする部分を除く。)及び付則第4項の改正規定(同項を付則第5項とする部分を除く。) 平成22年4月1日
- (2) 付則第8項の改正規定(同項を付則第10項とする部分を除く。) 平成23年1月1日

那覇市条例第31号

平成21年 9 月30日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市ぶんかテンプス館 運営審議会	[略]
	那覇市観光功労者表彰審 査委員会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市ぶんかテンプス館 運営審議会	[略]
	那覇市中小企業振興審議 会	<u>中小企業振興に関すること。</u>
	那覇市観光功労者表彰審 査委員会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市条例第32号

平成21年9月30日

那覇市民ギャラリー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市民ギャラリー条例の一部を改正する条例

那覇市民ギャラリー条例(昭和62年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第6条 [略] 2 [略] 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、 <u>使用料の全部又は一部を減免することができる。</u> 4 [略]	(使用料) 第6条 [略] 2 [略] 3 [略] <u>(使用料の減免)</u> <u>第6条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。</u> <u>(1) 本市が主催する事業に使用する場合</u> <u>(2) 学術、芸術又は文化に関する団体等が本市と共催により使用する場合</u> <u>(3) 公共団体、公共的団体、社会福祉団体等が本市と共催により使用する場合</u> <u>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の学校が教育目的(ただし、全国的又は全県的なコンクール等の入選作品等の展示に限る。)に使用する場合</u> <u>(5) その他市長が特に必要と認める場合</u>
[別表 別記]	[別表(第6条関係) 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに市民ギャラリーの使用許可を申請した者の許可に係る使用料については、改正後の那覇市民ギャラリー条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表

区分	使用料(1日につき)	
	展示品の即売等を行わない場合	展示品の即売等を行う場合
第一展示室	<u>7,245円</u>	<u>21,735円</u>
第二展示室	<u>17,745円</u>	<u>53,235円</u>
第三展示室	<u>5,145円</u>	<u>15,435円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

区分	使用料(1日につき)	
	展示品の即売等を行わない場合	展示品の即売等を行う場合
第一展示室	<u>8,694円</u>	<u>26,082円</u>
第二展示室	<u>21,294円</u>	<u>63,882円</u>
第三展示室	<u>6,174円</u>	<u>18,522円</u>

備考 [略]

那覇市条例第33号

平成21年 9 月30日

パレット市民劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

パレット市民劇場条例の一部を改正する条例

パレット市民劇場条例(平成3年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>パレット市民劇場条例</u> (設置) 第1条 市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、<u>パレット市民劇場</u>(以下「市民劇場」という。)を設置する。 (使用料) 第9条 [略] 2 [略] 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料を減額又は免除することができる。</u> [別表 別記]	<u>那覇市パレット市民劇場条例</u> (設置) 第1条 市民の舞台芸術活動を推進し市民文化の創造に寄与するとともに、市民生活の向上を図るため、<u>那覇市パレット市民劇場</u>(以下「市民劇場」という。)を設置する。 (使用料) 第9条 [略] 2 [略] (使用料の減免) 第9条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) <u>本市が主催する事業に使用する場合</u> (2) <u>学術、芸術又は文化に関する団体等が本市と共催により使用する場合</u> (3) <u>公共団体、公共的団体、社会福祉団体等が本市と共催により使用する場合</u> (4) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の学校が教育目的のために使用する場合</u> (5) <u>行事に使用する日以外の日で、準備、リハーサル等のために使用する場合</u> (6) <u>その他市長が特に必要と認める場合</u> [別表(第9条関係) 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに市民劇場の使用許可を申請した者の許可に係る使用料については、改正後の那覇市パレット市民劇場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表

1 施設使用料

区分			使用料					
			午前9 時～12 時	午後13 時～17 時	夜間18 時～22 時	昼間9 時～17 時	昼夜間 13時～ 22時	全日9 時～22 時
入場 料による 区分(会費 制を含 む。)	1,000 円未 満(無 料の場 合を含 む。)	平日	円 7,035	円 14,490	円 17,640	円 20,475	円 30,345	円 35,385
		土・日曜 祝祭日	9,135	18,795	22,890	26,565	39,375	45,885
	1,000 円以 上 2,000 円未 満	平日	8,715	17,850	21,735	25,200	37,380	43,575
		土・日曜 祝祭日	11,130	22,785	27,825	32,235	47,880	55,755
	2,000 円以 上 3,000 円未 満	平日	12,180	23,100	29,085	34,230	49,980	58,170
		土・日曜 祝祭日	14,910	30,660	37,485	43,470	64,470	74,970
	3,000 円以 上	平日	12,705	26,145	31,920	37,065	54,915	63,945
		土・日曜 祝祭日	16,380	33,600	40,950	47,460	70,455	82,005

2 附属設備使用料

[表 略]

備考

- 施設使用料にはホワイエ及び楽屋出演者控室等を含むものとする。
- 使用時間を超過して使用する場合は、1時間(1時間未満は1時間とみなす。)を限度とし、その使用料は、次のとおりとする。
12時～13時までの1時間については、午前使用料の1/3額
17時～18時までの1時間については、午後使用料の1/4額
22時～23時までの1時間については、夜間使用料の1/4額
- 冷房使用料は、次のとおり算定する。
1時間につき2,100円
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合は、3,000円以上の使用料区分欄を適用する。

[改正後 別記]

別表(第9条関係)

1 施設使用料

区分			使用料(円)					
			午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼夜間	全 日
			9時 ～12時	13時 ～17時	18時 ～22時	9時 ～17時	13時 ～22時	9時 ～22時
入 場 料に よる 区分 (会費 制を 含む。)	1,000 円未 満(無 料の場 合を含 む。)	平日	8,090	16,664	20,286	23,546	34,897	40,693
		土・日曜 日及び 祝日・休 日	10,505	21,614	26,324	30,550	45,281	52,768
	1,000 円以 上 2,000 円未 満	平日	10,022	20,528	24,995	28,980	42,987	50,111
		土・日曜 日及び 祝日・休 日	12,800	26,203	31,999	37,070	55,062	64,118
	2,000 円以 上 3,000 円未 満	平日	14,007	26,565	33,448	39,365	57,477	66,896
		土・日曜 日及び 祝日・休 日	17,147	35,259	43,108	49,991	74,141	86,216
	3,000 円以 上	平日	14,611	30,067	36,708	42,625	63,152	73,537
		土・日曜 日及び 祝日・休 日	18,837	38,640	47,093	54,579	81,023	94,306

備考

- この表において「祝日・休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を用いる。
- 施設使用料にはホワイエ及び楽屋出演者控室等を含むものとする。
- 使用時間を超過して使用する場合は、1時間(1時間未満は1時間とみなす。)を限度とし、その使用料は、次のとおりとする。
12時～13時までの1時間については、午前使用料の1/3額
17時～18時までの1時間については、午後使用料の1/4額
22時～23時までの1時間については、夜間使用料の1/4額
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として使用する場合は、3,000円以上の使用区分欄を適用する。

2 附属設備使用料

[表 略]

備考 冷房使用料は、次のとおり算定する。

1時間につき2,100円

那覇市条例第34号

平成21年 9 月30日

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例の一部を改正する条例

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市重度心身障害者医療費等助成条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>重度心身障害者</u>に対し、医療費等の一部を助成することにより保健の向上に寄与し、もって<u>重度心身障害者</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>重度心身障害者</u> 次のいずれかに該当する者をいう。 ア～オ [略] (2)～(5) [略] (対象者) 第3条 この条例により医療費等の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、<u>重度心身障害者で、次の各号のすべてに該当するものとする。</u> (1) 本市において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録され、若しくは外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条に規定する外国人登録原票に登録され、現に居住している者又は法令の規定により市長の措置を受けて本市の区域外の身体障害者更生援護施設等に入所している者であること。ただし、本市の区域内の身体障害者更生援護施設等に他市町村長により入所措	<u>那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>重度心身障がい者</u>に対し、医療費等の一部を助成することにより保健の向上に寄与し、もって<u>重度心身障がい者</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 [略] (1) <u>重度心身障がい者</u> 次のいずれかに該当する者をいう。 ア～オ [略] (2)～(5) [略] (対象者) 第3条 この条例により医療費等の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、<u>重度心身障がい者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> (1) 本市において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条に規定する外国人登録原票に登録され、現に居住している者。<u>ただし、本市の区域外から、本市の区域内の国民健康保険法第116条の2第1項第1号から第6号に規定する施設(以下「住所地特例対象施設」という。)</u>に入所、入居又は入院(以下「入所等」という。)

<u>置された者は、除くものとする。</u> (2) <u>医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。</u> 2 [略] (助成の範囲) 第4条 この条例により助成する医療費等の範囲は、次に掲げる額から医療保険各法の規定による高額療養費、附加給付等及び高額介護合算療養費(以下「<u>高額療養費等</u>」という。)の額を控除した額とする。 (1)～(2) [略] (助成の申請) 第5条 対象者が医療費等の助成を受けようとするときは、本人又は現に当該対象者を監護する者(以下「<u>監護者</u>」という。)は、規則で定めるところにより<u>申請をしなければならない。</u> 2 <u>前項の申請があったときは、市長は、これを審査し、第3条の要件に該当すると認めたときは、那覇市重度心身障害者医療費等助成受給者証(以下「<u>受給者証</u>」という。)を交付するものとする。</u>	<u>した者は除くものとする。</u> (2) <u>本市から、本市の区域外の住所地特例対象施設に入所等することにより、本市以外の市町村の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録された者</u> (3) <u>2以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている者については、最初に入所等をした住所地特例対象施設に入所等する直前に本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されていた者</u> 2 [略] (助成の範囲) 第4条 この条例により助成する医療費等の範囲は、次に掲げる額から医療保険各法の規定による高額療養費、附加給付等及び高額介護合算療養費の額を控除した額とする。 (1)～(2) [略] (受給資格の認定) 第5条 対象者が医療費等の助成を受けようとするときは、本人又は現に当該対象者を監護する者(以下「<u>監護者</u>」という。)は、規則で定めるところにより<u>市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。</u> 2 <u>市長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する対象者と認めるときは、受給資格を認定し、当該申請者に対し規則で定めるところにより那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証(以下「<u>受給者証</u>」という。)を交付する。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例により医療費等の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、改正後の那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例第3条第1項の規定にかかわらず、対象者とする。
- 3 那覇市子ども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成対象者) 第3条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とし ない。 (1)～(2) [略] (3) <u>那覇市重度心身障害者医療費等助成条例</u> (平成4年那覇市条例第15号)により医療費の助成を受けることができるこどもの保護者	(助成対象者) 第3条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例</u> (平成4年那覇市条例第15号)により医療費の助成を受けることができるこどもの保護者
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

- 4 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成対象者) 第3条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とし ない。 (1)～(3) [略] (4) <u>那覇市重度心身障害者医療費等助成条例</u> (平成4年那覇市条例第15号)により医療費の助成を受けることができる者 (5) [略]	(助成対象者) 第3条 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例</u> (平成4年那覇市条例第15号)により医療費の助成を受けることができる者 (5) [略]
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第35号

平成21年 9 月30日

那覇市^{タマウツ・キン}玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市玉陵及び識名園条例の一部を改正する条例

那覇市玉陵及び識名園条例(平成5年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 史跡玉陵その他これに附帯する文化財及び教育委員会が指定する区域並びに名勝識名園を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため、玉陵及び識名園を設置する。 (観覧料) 第3条 玉陵及び識名園(以下「玉陵等」という。)を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、<u>1回につきそれぞれ300円以内で教育委員会規則で定めるところにより算定した額の観覧料を納付しなければならない。</u> <u>2 観覧料は、観覧の際徴収する。</u> <u>3 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、観覧料を免除し、又はその一部を減額することができる。</u>	(設置) 第1条 史跡玉陵その他これに附帯する文化財及び教育委員会が指定する区域並びに<u>特別名勝識名園</u>を市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため、玉陵及び識名園を設置する。 (観覧料) 第3条 玉陵及び識名園(以下「玉陵等」という。)を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、<u>別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。</u> <u>2 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。</u> [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

施設	個人	団体(20人以上)
タマクトン 玉陵	大人 300円 小人 150円	大人 240円(1人につき) 小人 120円(1人につき)
識名園	大人 400円 小人 200円	大人 320円(1人につき) 小人 160円(1人につき)

備考

- 1 小人とは、中学生以下の者をいい、大人とは、それ以外の者をいう。
- 2 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

那覇市条例第36号

平成21年 9 月30日

那覇市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市体育施設条例の一部を改正する条例

那覇市体育施設条例(平成17年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金の免除) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の<u>全部</u>を免除するものとする。 (1) <u>就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)第2条に規定する給与を受けている者の保護する児童及び生徒が利用する場合</u> (2) <u>特別支援学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の特別支援学級をいう。)の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合</u> (3)～(4) [略] (5) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が利用する場合</u> (6)～(8) [略] (9) <u>沖縄県中学校体育連盟及び那覇地区中学校体育連盟並びに那覇市スポーツ少年団が主催する児童及び生徒を対象とした行事に予約利用する場合</u> 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。この場合において、施設の利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない。 (1) [略]	(利用料金の減免) 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>教育委員会規則で定めるところにより</u>利用料金の<u>一部</u>を免除するものとする。 (1) 特別支援学校の児童若しくは生徒<u>又は</u>小学校及び中学校の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の特別支援学級をいう。)の児童若しくは生徒<u>及び</u>その引率者が利用する場合 (2)～(3) [略] (4)～(6) [略] 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>教育委員会規則で定めるところにより</u>利用料金の全部又は一部を免除することができる。この場合において、施設の利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない。 (1) [略]

(2) [略] [別表第4 別記] [別表第5 別記] [別表第6 別記] [別表第7 別記] [別表第9 別記] [別表第10 別記] [別表第11 別記]	(2) <u>沖縄県中学校体育連盟若しくは那覇地区中学校体育連盟又は那覇市スポーツ少年団が主催する児童又は生徒を対象とした行事に予約利用する場合</u> (3) [略] [別表第4 別記] [別表第5 別記] [別表第6 別記] [別表第7 別記] [別表第9 別記] [別表第10 別記] [別表第11 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の那覇市体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用許可に係る利用料金から適用し、施行日前の利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第4(第9条関係)

那覇市民体育館の当日利用の利用料金

区分		単位	金額(円)
メインアリーナ サブアリーナ トレーニングルーム 多目的室(兼卓球室) 会議室 役員選手控室 ステージ 観覧席	中学生以下	1人1回(2時間以内)	<u>50</u>
	高校生		<u>100</u>
	その他		<u>150</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第9条関係)

那覇市民体育館の当日利用の利用料金

区分		単位	金額(円)
メインアリーナ サブアリーナ トレーニングルーム 多目的室(兼卓球室) 会議室 役員選手控室 ステージ 観覧席	中学生以下	1人1回(2時間以内)	<u>100</u>
	高校生		<u>150</u>
	その他		<u>200</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第5(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(メインアリーナ及びサブアリーナ)

区分			1時間当たりの金額(円)	
			9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
メインアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>2,121</u>	<u>2,205</u>
		入場料を領収する場合	<u>3,192</u>	<u>3,255</u>
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>3,192</u>	<u>3,255</u>
		営利を目的とする場合	<u>12,516</u>	<u>12,915</u>
		入場料を領収する場合	<u>12,516</u>	<u>12,915</u>
		営利を目的とする場合	<u>24,948</u>	<u>25,725</u>
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>745</u>	<u>840</u>
		入場料を領収する場合	<u>1,123</u>	<u>1,155</u>
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>1,123</u>	<u>1,155</u>
		営利を目的とする場合	<u>4,284</u>	<u>4,515</u>
		入場料を領収する場合	<u>4,284</u>	<u>4,515</u>
		営利を目的とする場合	<u>8,568</u>	<u>9,030</u>

備考

1～4 [略]

[改正後 別記]

別表第5(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(メインアリーナ及びサブアリーナ)

区分			1時間当たりの金額(円)	
			9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
メインアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>2,757</u>	<u>2,866</u>
		入場料を領収する場合	<u>4,149</u>	<u>4,231</u>
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>4,149</u>	<u>4,231</u>
		営利を目的とする場合	<u>15,019</u>	<u>15,498</u>
		入場料を領収する場合	<u>15,019</u>	<u>15,498</u>
		営利を目的とする場合	<u>29,937</u>	<u>30,870</u>
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>1,043</u>	<u>1,176</u>
		入場料を領収する場合	<u>1,572</u>	<u>1,617</u>
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用する場合	入場料を領収しない場合	<u>1,572</u>	<u>1,617</u>
		営利を目的とする場合	<u>5,569</u>	<u>5,869</u>
		入場料を領収する場合	<u>5,569</u>	<u>5,869</u>
		営利を目的とする場合	<u>11,138</u>	<u>11,739</u>

備考

1～4 [略]

5 その他の時間帯(9時～21時以外の時間帯をいう。以下同じ。)に利用する場合(利用料金の全部又は一部を免除する場合も含む。)は、この表の金額欄に定める額に2,500円を加算した額とする。

[改正前 別記]

別表第6(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(他の施設及び設備)

区分	単位	金額(円)			
		通常の場合		営利を目的とする場合	
		9時～21時	その他の時間帯又は超過時間	9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
第1会議室	1時間	<u>105</u>	<u>115</u>	<u>556</u>	<u>609</u>
第2会議室		<u>63</u>	<u>73</u>	<u>357</u>	<u>388</u>
第3会議室		<u>63</u>	<u>73</u>	<u>357</u>	<u>388</u>
多目的室(兼卓球室)		<u>136</u>	<u>147</u>	<u>777</u>	<u>850</u>
役員選手控室	1室1時間	<u>42</u>	<u>47</u>	<u>262</u>	<u>294</u>
ステージ	1時間	<u>147</u>	<u>168</u>	<u>840</u>	<u>924</u>
観覧席		<u>1,365</u>	<u>1,470</u>	<u>4,515</u>	<u>4,935</u>
[略]					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第6(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(他の施設及び設備)

区分	単位	金額(円)			
		通常の場合		営利を目的とする場合	
		9時～21時	その他の時間帯又は超過時間	9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
第1会議室	1時間	<u>157</u>	<u>172</u>	<u>778</u>	<u>852</u>
第2会議室		<u>94</u>	<u>109</u>	<u>535</u>	<u>582</u>
第3会議室		<u>94</u>	<u>109</u>	<u>535</u>	<u>582</u>
多目的室(兼卓球室)		<u>204</u>	<u>220</u>	<u>1,087</u>	<u>1,190</u>
役員選手控室	1室1時間	<u>63</u>	<u>70</u>	<u>393</u>	<u>441</u>
ステージ	1時間	<u>220</u>	<u>252</u>	<u>1,176</u>	<u>1,293</u>
観覧席		<u>1,911</u>	<u>2,058</u>	<u>5,869</u>	<u>6,415</u>
[略]					

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第7(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(照明設備)

区分	単位	金額(円)			
		全点灯	<u>700ルクス</u>	<u>500ルクス</u>	<u>300ルクス</u>
[略]					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第7(第9条関係)

那覇市民体育館の予約利用の利用料金(照明設備)

区分	単位	金額(円)			
		全点灯	<u>3/4点灯</u>	<u>2/4点灯</u>	<u>1/4点灯</u>
[略]					

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第9(第9条関係)

漫湖公園市民庭球場の利用料金(コート及び照明設備)

区分	単位	金額(円)	
		コート	照明設備
高校生以下	1コート1時間	<u>140</u>	[略]
その他		<u>290</u>	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第9(第9条関係)

漫湖公園市民庭球場の利用料金(コート及び照明設備)

区分	単位	金額(円)	
		コート	照明設備
高校生以下	1コート1時間	<u>170</u>	[略]
その他		<u>350</u>	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第10(第9条関係)

漫湖公園市民庭球場の利用料金(クラブハウス)

区分	単位	金額(円)	
		9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
クラブハウス	1時間	160	230
[略]		[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第10(第9条関係)

漫湖公園市民庭球場の利用料金(クラブハウス)

区分	単位	金額(円)	
		9時～21時	その他の時間帯又は超過時間
クラブハウス	1時間	240	345
[略]		[略]	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第11(第9条関係)

那覇市民首里石嶺プールの利用料金

区分			単位	金額(円)
当日利用	25メートルプール 幼児用プール	幼児	1人1回(2時間30分以内)	100
		小学生・中学生		200
		高校生		300
		その他		400
	トレーニングルーム	高校生	1人1回(2時間以内)	100
		その他		150
予約利用	25メートルプール		1コース1時間につき	1,050

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第11(第9条関係)

那覇市民首里石嶺プールの利用料金

区分			単位	金額(円)
当日利用	25メートルプール 幼児用プール	幼児	1人1回(2時間30分以内)	120
		小学生・中学生		250
		高校生		370
		その他		500
	トレーニングルーム	高校生	1人1回(2時間以内)	150
		その他		200
予約利用	25メートルプール		1コース1時間につき	1,470

備考 [略]

那覇市条例第37号

平成21年 9 月30日

那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市緑化センター条例の一部を改正する条例

那覇市緑化センター条例(平成18年那覇市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用時間及び休館日) 第4条 緑化センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>第13条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。 2 [略] (入館の制限等) 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1)～(2) [略] <u>(3)</u> [略]	(利用時間及び休館日) 第4条 緑化センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>第15条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。 2 [略] (入館の制限等) 第6条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) 伝染性の疾患があると認める者</u> <u>(4) [略]</u> <u>(利用料金)</u> <u>第10条 利用料金(緑化センターの利用に係る料金をいう。以下同じ。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> <u>2 利用者は、利用料金を、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。</u> <u>3 利用料金は、指定管理者の収入とする。</u> <u>4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</u> <u>(利用料金の減免)</u> <u>第11条 指定管理者は、次の各号のい</u>

第10条～第17条　[略]	<u>れかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。</u> <u>(1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合</u> <u>(2) 国又は県がその行政目的のために利用する場合</u> <u>(3) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用する場合</u> <u>(4) 本市の自治会等が社会教育又は公益のために利用する場合</u> <u>(5) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合</u> <u>(6) 構成員の半数以上が65歳以上の団体が利用する場合</u> <u>(7) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合</u> <u>(8) その他指定管理者が必要と認める場合</u> 第12条～第19条　[略] [別表　別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

[改正後 別記]

別表(第10条関係)

名 称	利用単位	金 額 (円)
室料	利用面積1平方メートルにつき1時間あたり	8
冷房料	冷房機1台につき1時間あたり	100

備考 1時間未満の利用時間は、1時間とする。

規 則

那覇市規則第36号

平成21年 9 月30日

那覇市中小企業振興審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中小企業振興審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任意務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市の中小企業振興に関する必要な事項について調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、正委員10人以内で組織する。

2 正委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 中小企業団体関係者
- （3） 経済関係団体関係者
- （4） その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、正委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、正委員及び当該審議会の議事を担任する臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した正委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（部会）

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 前2条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

（関係職員の出席）

第8条 審議会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、経済観光部商工農水課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第37号

平成21年 9 月30日

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公園条例施行規則(1970年那覇市規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の減免) <u>第15条 市長は、条例第11条第3項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、使用料の全額を免除する。</u>	(使用料の減免) <u>第15条 条例第11条の2の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>(1) 条例第11条の2第1号及び第2号の規定に該当する場合 全額</u> <u>(2) 条例第11条の2第3号から第7号までの規定に該当する場合 全額。ただし、庭球場を使用する場合はコート使用料の2分の1の額、漫湖公園古波蔵側多目的広場又は新都心公園多目的広場を使用する場合は別表第1に定める使用料の2分の1の額</u> <u>(3) 条例第11条の2第8号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額</u>
<u>2 条例第11条第3項第3号に規定する市長が使用料を免除する額は、市長が必要と認める額とする。</u>	
<u>3～4 [略]</u>	<u>2～3 [略]</u>
(使用料の還付) 第16条 条例第11条第4項(条例第15条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]	(使用料の還付) 第16条 条例第11条第3項ただし書(条例第15条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]
別表第1(第11条関係) [表 略] 備考 1 [略] 2 <u>この表にかかわらず、野球、ソフトボール、サッカー等の目的で使用する場合については、1面1時間当た</u>	別表第1(第11条関係) [表 略] 備考 1 [略] 2 <u>野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等の目的で使用する場合については、1面(漫湖公園</u>

<u>り1,360円とする。この場合において、漫湖公園古波蔵側多目的広場及び新都心公園多目的広場については、全体の2分の1を1面とみなす。</u> <u>3 この表の規定にかかわらず、グラウンドゴルフの目的で、漫湖公園古波蔵側多目的広場又は新都心公園多目的広場を使用する場合は1面1時間当たり1,360円、その他の広場を使用する場合は1回3時間当たり1,050円とする。</u> [別表第3 別記]	<u>古波蔵側多目的広場及び新都心公園多目的広場については、全体の2分の1を1面とみなす。)1時間当たり1,390円とする。ただし、漫湖公園古波蔵側多目的広場又は新都心公園多目的広場以外の広場をグラウンドゴルフの目的で使用する場合は、1回3時間当たり1,050円とする。</u> [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第3(第12条関係)

庭球場使用料

<u>区分</u>	1コート1時間につき	
	コート使用料	照明設備使用料
<u>一般・大学生</u>	<u>290円</u>	[略]
<u>小・中・高校生</u>	<u>140円</u>	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第12条関係)

庭球場使用料

1コート1時間につき	
コート使用料	照明設備使用料
<u>350円</u>	[略]

備考 [略]

那覇市規則第38号

平成21年 9 月30日

那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(使用許可書の交付)</u> 第5条 市長は、前条第1項の許可申請に対し許可したときは、市民会館使用許可書(第3号様式)又は附属設備使用許可書(第4号様式)をそれぞれ交付する。	<u>(使用許可の決定)</u> 第5条 前条第2項又は第3項に規定する初日に受付をした許可申請に係る使用日が当該初日に受付をした他の許可申請に係る使用日と競合するときの使用許可の決定は、協議又は抽選によるものとする。 2 前項に定めるもののほか、使用許可の決定は、申請順によるものとする。 3 市長は、特別の必要があると認めるときは、前2項の規定によらないで使用許可の決定をすることができる。
<u>(使用許可の決定)</u> 第6条 第4条第2項又は第3項に規定する初日に受付をした許可申請に係る使用日が当該初日に受付をした他の許可申請に係る使用日と競合するときの使用許可の決定は、協議又は抽選によるものとする。 2 前項に定めるもののほか、使用許可の決定は、申請順によるものとする。 3 市長は、特別の必要があると認めるときは、前2項の規定によらず使用許可の決定をすることができる。	<u>(使用許可書の交付)</u> 第6条 市長は、第4条第1項の許可申請に対し許可したときは、市民会館使用許可書(第3号様式)又は附属設備使用許可書(第4号様式)をそれぞれ交付する。
<u>(使用料の減額又は免除)</u> 第12条 条例第9条第3項の規定により使用料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。	<u>(使用料の減免)</u> 第12条 条例第9条の2の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(1) 行事に使用する日以外の日で、準備及びリハーサル等のみのために使用する場合 2.5割減額	(1) 条例第9条の2第1号の規定に該当する場合 全額

(2) <u>法律に基づく社会福祉団体が、その事業目的達成のために本市と共催により使用する場合 5割減額</u> (3) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校が教育目的のために使用する場合 3割減額</u> (4) <u>学術、芸術、文化団体等が行う事業のうち市長が定める事業のために使用する場合 5割減額又は免除</u> 2 使用料の<u>減額又は免除</u>を受けようとする者は、<u>市民会館使用料減額・免除承認申請書</u>(第10号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請に対し使用料の<u>減額又は免除</u>を承認したときは、<u>市民会館使用料減額・免除承認書</u>(第11号様式)を交付する。 (使用料の還付) 第13条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] 2 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] 第5号様式 [略] 第6号様式 [略] 第7号様式 [略] 第8号様式 [略] 第9号様式 [略]	(2) <u>条例第9条の2第2号及び第3号の規定に該当する場合 5割の額</u> (3) <u>条例第9条の2第4号の規定に該当する場合 3割の額</u> (4) <u>条例第9条の2第5号の規定に該当する場合 2.5割の額</u> (5) <u>条例第9条の2第6号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額</u> 2 使用料の<u>減免</u>を受けようとする者は、<u>市民会館使用料減免承認申請書</u>(第10号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の申請に対し使用料の<u>減免</u>を承認したときは、<u>市民会館使用料減免承認書</u>(第11号様式)を交付する。 (使用料の還付) 第13条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>入場料の変更に伴い、施設使用料に減額が生じた場合 減額相当額</u> 2 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記] 第5号様式(第7条関係) [略] 第6号様式(第7条関係) [略] 第7号様式(第8条関係) [略] 第8号様式(第8条関係) [略] 第9号様式(第9条関係) [略]
--	---

第10号様式

市民会館使用料減額・免除承認申請書

[略]

第11号様式

市民会館使用料減額・免除承認書

[略]

第12号様式 [略]

第13号様式 [略]

第14号様式 [略]

第10号様式(第12条関係)

市民会館使用料減免承認申請書

[略]

第11号様式(第12条関係)

市民会館使用料減免承認書

[略]

第12号様式(第13条関係) [略]

第13号様式(第14条関係) [略]

第14号様式(第17条関係) [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。
- 6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに那覇市民会館の使用許可を申請した者の許可に係る使用料については、改正後の那覇市民会館条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1

附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料	備考
舞台 道具	所作台	1枚	525円	
	平台	1枚	178円	
	高足	1個	31円	
	箱馬	1個	31円	
	スライディング山台	1枚	1,050円	
	竹羽目	一式	5,040円	
	松羽目	1枚	1,260円	
	グレー幕	1枚	1,365円	
	紅型幕	1枚	1,365円	
	雲幕	1枚	1,365円	
	大黒幕	1枚	1,365円	
	沙幕	1枚	2,310円	
	緋毛せん	1枚	210円	
	上敷	1枚	210円	
	地がすり	1枚	735円	
	長座布団	1枚	241円	
	立奏台	1組	115円	
	大太鼓	1個	588円	
	金屏風	1双	1,050円	
	演壇	1台	630円	
	司会用テーブル	一式	315円	
	机	1脚	42円	
	花台	1台	105円	
	指揮台	一式	210円	指揮者用の譜面台込み。
	譜面台	1台	42円	
	譜面灯	1台	52円	
	コントラバスいす	1脚	210円	
	回り舞台	一式	1,806円	
	大迫り	1台	976円	
	小迫り	1台	588円	
	オーケストラピット	一式	3,906円	
	反響板	一式	4,935円	
	木戸	一式	1,575円	

音響器具	ドライアイスマシン	1台	7,350円	
	拡声装置	1チャンネル	3,150円	
	マイクロホン	1本	525円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	735円	
	超指向性マイクロホン	1本	1,155円	
	ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	2,152円	電池を含む。
	三点つりマイクロホン	一式	1,575円	
	エレベーターマイクロホン	1本	1,680円	
	マイクスタンド	1本	105円	
	ハネカエリスピーカー	1台	1,050円	
	ステージスピーカー	一式	8,400円	
	レコードプレーヤー	1台	735円	
	テープレコーダー	1台	735円	
	録音料(カセット)	一式	1,575円	テープレコーダーを含み、テープを除く。
	録音料(オープン)	一式	2,625円	テープレコーダーを含み、テープを除く。
照明器具	クセノンピンスポット	1台	2,100円	
	ランプピンスポット	1台	840円	
	エリアスポット	1台	1,050円	
	エフェクトマシン	1台	1,365円	
	波マシン	1台	1,365円	
	リップルマシン	1台	1,365円	
	スライドプロゼクター	1台	1,365円	
	オーバーヘッドマシン	1台	1,365円	
	しんなしマシン	1台	1,365円	
	オーロラマシン	1台	1,365円	
	ミラーボール	1台	1,365円	
	星球	1台	1,365円	
	スポットライト(500Wにつき)	1台	210円	
映写機	映写機35mm	1台	4,672円	スクリーン込み。
	映写機16mm	1台	3,507円	スクリーン込み。
ピアノその他	スタンウェイピアノ(A)	1台	11,025円	調律を除く。
	スタンウェイピアノ(B)	1台	5,250円	調律を除く。
	ヤマハCFピアノ(A)	1台	7,350円	調律を除く。
	ヤマハCFピアノ(B)	1台	4,200円	調律を除く。

ヤマハC7ピアノ	1台	3,675円	調律を除く。
持込器具コンセント	1KWにつき	210円	
展示パネル	1枚	31円	
ローラー式スクリーン	一式	1,050円	
黒板	一式	105円	

備考 附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

[改正後 別記]

別表第1(第10条関係)

附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料	備考
舞台 設備	所作台	1枚	525円	
	平台	1枚	178円	
	開き足	1台	31円	
	箱馬	1個	31円	
	スライディング山台	1台	1,050円	
	松羽目	1枚	1,260円	
	紅型幕	1枚	1,365円	
	雲幕	1枚	1,365円	
	首里城幕	1枚	1,365円	
	大黒幕	1枚	1,365円	
	紗幕 ^{しや}	1枚	2,310円	
	緋毛織 ^{ひもうせん}	1枚	210円	
	上敷	1枚	210円	
	地がすり	1枚	735円	
	長座布団	1枚	241円	
	立奏台	1組	115円	
	大太鼓	1台	588円	
	金屏風	1双	1,050円	
	演台	1台	630円	
	司会者用演台	1台	315円	
	折りたたみテーブル	1台	42円	
	花台	1台	105円	
	指揮者台	1台	210円	
	指揮者用譜面台	1台	42円	
	譜面台	1台	42円	
	譜面灯	1台	52円	
	コントラバス用椅子	1脚	210円	
	ピアノ用椅子	1脚	210円	
	大迫り	一式	976円	
	小迫り	一式	588円	
	オーケストラピット	一式	3,906円	
	反響板	一式	4,935円	
	木戸	一式	1,575円	

音響 設備	ドライアイスマシン	1台	3,150円	
	拡声装置	一式	3,150円	
	ダイナミックマイクロホン	1本	525円	
	ダイレクトボックス	1本	525円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	735円	
	バウンダリーマイクロホン	1本	735円	
	超指向性マイクロホン	1本	1,155円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	2,152円	電池を含む。
	三点吊りマイクロホン	一式	1,575円	
	マイクスタンド	1本	105円	
	はね返しスピーカー	1台	1,050円	
	再生機	1台	735円	
	録音	1回	1,575円	レコーダーを含み、録音素材を除く。
照明 設備	クセノンピンスポット	1台	2,100円	
	エフェクトマシン	1台	735円	
	波マシン	1台	735円	
	オーロラマシン	1台	735円	
	ミラーボール	1台	1,050円	
	星球	一式	1,050円	
	スポットライト(500W)	1台	210円	
	スポットライト(1KW)	1台	315円	
	パーライト	1台	315円	
	ミニパーライト	1台	210円	
	ETCカッターライト	1台	525円	
	IT0カッターライト	1台	420円	
	FQ1.5KWスポットライト	1台	420円	
	パーストロボ	1台	735円	
	プロジェクタースポットライト	1台	420円	
	先玉	1台	105円	
	IT0センターレスマシン	1台	735円	
ピア ノそ の他	スタインウェイピアノ	1台	11,025円	調律を除く。
	ヤマハCFピアノ	1台	7,350円	調律を除く。
	ヤマハC7ピアノ	1台	3,675円	調律を除く。
	持込器具コンセント	1KWにつき	210円	
	展示パネル	1枚	31円	
	スクリーン	一式	1,050円	

	ホワイトボード(黒板)	1台	105円	
--	-------------	----	------	--

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

[改正前 別記]

別表第2

附属設備使用料

	種別	使用料	摘要
大 ホー ル舞 台照 明 セッ ト	Aセット	[略]	[略] シーリングスポット 1KW× <u>22</u> 灯 [略] フットライト <u>60W</u> ×88灯 花道フットライト <u>60W</u> ×24灯
	Bセット		[略] シーリングスポット 1KW× <u>22</u> 台 アッパーホリゾン ト <u>200W</u> ×56灯 ロアーホリゾン ト <u>150W</u> ×72灯 フットライト <u>60W</u> ×88灯 花道フットライト <u>60W</u> ×24灯 ストリップライト <u>150W</u> ×4灯×6本 ステージスポット 1KW×16台
中 ホー ル舞 台照 明 セッ ト	Aセット		[略]
	Bセット		全照明設備使用可。ただし、ミラーボール及びランプピン スポットを除く。 Aセット＋ {／1エリア 500W×12灯／2エリア 500W×10 灯／ステージスポット 500W×4灯／

備考 附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

[改正後 別記]

別表第2(第10条関係)

附属設備使用料

	種別	使用料	摘要
大 ホー ル舞 台照 明セ ット	Aセット	[略]	[略] シーリングスポット 1KW× <u>28</u> 灯 [略] フットライト <u>100</u> W×88灯 花道フットライト <u>100</u> W×24灯
	Bセット		[略] シーリングスポット 1KW× <u>28</u> 台 アッパーホリゾン <u>500</u> W×56灯 ロアーホリゾン <u>300</u> W×72灯 フットライト <u>100</u> W×88灯 花道フットライト <u>100</u> W×24灯 ステージスポット 1KW×16台
中 ホー ル舞 台照 明セ ット	Aセット		[略]
	Bセット		全照明設備使用可。ただし、ミラーボールを除く。 Aセット+ <u>(1サスペンション 500W×12灯・2サスペンシヨ ン 500W×11灯)</u>

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

[改正前 別記]

第1号様式

市民会館使用許可申請書				
[略]				
[略]				
使用する施設名及び使用時間				
種 別	[略]	準 備	リハーサル	[略]
[略]				
使用責任者	[略]			
特別設備	有 無			
入場料(会費制)	有 無	[略]		
[略]		[略]		
使用料	[略]		減 免 使用料	円
	[略]		円	
	中ホール 会議室等	[略]		

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

市民会館使用許可申請書				
[略]				
[略]				
使用する施設名及び使用時間区分				
施設名	[略]	使用時間区分	準備・リハーサル	[略]
[略]				
会場責任者	[略]			
商業宣伝・営利 目的等の有無	有(以下の該当する項目を○で囲む) 無 商業宣伝 物品販売 社内研修 その他商業利用()			
入場料(会費制 を含む。)	有 円 無	[略]		
[略]		[略]		
使用料	[略]		減 免 使用料	合計
	[略]		円	円
	中ホール 和室 洋室	[略]		

[改正前 別記]
第2号様式

附 属 設 備 使 用 許 可 申 請 書															
年 月 日 住 所 団 体 名 申請者 代表者名 電 話															
次のとおり附属設備を使用したいので申請します。															
品 名	数量	回 数	使用料	品 名	数量	回 数	使用料	品 名	数量	回 数	使用料	品 名	数量	回 数	使用料
所作 台	枚		円	司会用テーブル	一式			エレベーターマ イクロホン	本			スポットライト 500wにつき	台		
平 台	枚			机	脚			マイクスタンド	本			照明セッ ト	一式		
高 足	個			花 台	台			ハネカエリス ピーカー	台			映 写 機 35mm	台		
箱 馬	個			指 揮 台	一式			ステージスビー カー	一式			映 写 機 16mm	台		
スライデン グ山台	枚			譜 面 台	台			レコードプレー ヤー	台			スタンウェイピ アノ(A)	台		
竹 羽 目	一式			譜 面 灯	台			テープレコー ダー	台			スタンウェイピ アノ(B)	台		
松 羽 目	一式			コントラバスい す	脚			録 音 料 (カセット)	一式			ヤマハCFピアノ (A)	台		
グ レ ー 幕	枚			回 り 舞 台	一式			録 音 料 (オーブ)	一式			ヤマハCFピアノ	台		
紅 型 幕	枚			大 迫 り	台			クセノシペン ス	台			ヤマハC7ピアノ	台		
雲 幕	枚			小 迫 り	台			ランブピン ス	台			持込器具コン セント	Kw		

大 黒 幕	枚	オーケストラ ピット	一式	エアスポット	台	展示パネル	枚	円
も 紗 幕	枚	反 響 板	一式	エフェクトマシン	台	ローラー式スクリーン	一式	
緋 毛 せ ん	枚	木 戸	一式	波 マ シ ン	台	黒 板	一式	
上 敷	枚	ドライアイスマシン	台	リップルマシン	台	小 計		円
地 が す り	枚	拡 声 装 置	ch	スライドプロゼクター	台	冷房大ホール		時 間
長 座 布 団	枚	マイククロホン	本	オーバーヘッドマシン	台	冷房中ホール		時 間
立 奏 台	組	コンデンサーマイククロホン	本	しんなしマシン	台	冷房会議室		時 間
大 太 鼓	個	超指向性マイククロホン	本	オーロラマシン	台	ガ ス	m³	
金 屏 風	双	ワイヤレスマイククロホン	ch	ミラーボール	台	小 計		円
演 壇	台	三点つりマイククロホン		星 球	台	使用料の合計額		円

備考 附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

[改正後 別記]
第2号様式(第4条関係)

附 属 設 備 使 用 許 可 申 請 書														年	月	日
住 所														住 所		
団 体 名														団 体 名		
申 請 者														申 請 者		
代 表 者 名														代 表 者 名		
電 話														電 話		
次のとおり附属設備を使用したいので申請します。																
品 名	数量	回数	使用料 (円)	品 名	数量	回数	使用料 (円)	品 名	数量	回数	使用料 (円)	品 名	数量	回数	使用料 (円)	
所作台	枚			折りたたみテーブル	台			ワイヤレスマイク	本			プロジェクトライト	台			
平	枚			花	台			三点吊りマイク	一式			先	玉	台		
開	台			指揮者台	台			マイクスタンド	本			IT0センサー	台			
箱	個			指揮者用譜面台	台			はね返りスピーカー	台			照明セット	一式			
スライディング山台	台			譜面台	台			再生機	台			照明セット	一式			
松	枚			譜面灯	台			録音機	回			スタインウェイピアノ	台			
紅	枚			コントラバス用椅子	脚			クセノンピンスポット	台			ヤマハCFピアノ	台			
雲	枚			ピアノ用椅子	脚			エレクトリックマシン	台			ヤマハC7ピアノ	台			
首里城幕	枚			大迫り	一式			波マシン	台			持込器具コンセント	Kw			
大黒幕	枚			小迫り	一式			オーロラマシン	台			展示パネル	枚			

紗 緋 上 地 長 立 大 金 演 司	幕 毛 敷 が す り 布 団 奏 台 太 鼓 屏 風 台 演 台	枚	オーケストラ ピット	一式	ミラーボール	台	スクリーン	一式	時間	時間	時間	円
		枚	反響板	一式	星 球	一式	ホワイトボード (黒板)	台				
		枚	木 戸	一式	スポットライト (500W)	台						
		枚	ドライアイスマ シン	台	スポットライト (1KW)	台	小 計					円
		枚	拡 声 装 置	一式	パ ー ラ イ ト	台	冷房 (大ホール)					時間
		組	ダイナミックマ イクロホン	本	ミニパーライト	台	冷房 (中ホール)					時間
		台	ダイレクトボツ クス	本	ETCカッターラ イト	台	冷房 (会議室)					時間
		双	コンデンサーマ イクロホン	本	IT0カッターラ イト	台	小 計					円
		台	バウンダリーマ イクロホン	本	FQ1.5KWスボツ トライト	台	使用料の合計額					円
		台	超指向性マイク ロホン	本	パーストロボ	台						

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

[改正前 別記]

第3号様式

[略]				
市 民 会 館 使 用 許 可 書				
[略]				
[略]				
使用する施設名及び使用時間				
種 別	[略]	準 備	リハーサル	[略]
[略]				
使用責任者	[略]			
特 別 設 備	有 無			
[略]				
備考 [略]				

[改正後 別記]

第3号様式(第6条関係)

[略]				
市 民 会 館 使 用 許 可 書				
[略]				
[略]				
使用する施設名及び使用時間区分				
施設名	[略]	使用時間区分	準備・リハーサル	[略]
[略]				
会場責任者	[略]			
商業宣伝・営利 目的等の有無	有(以下の該当する項目を○で囲む) 無 商業宣伝 物品販売 社内研修 その他商業利用()			
[略]				
備考 [略]				

[改正前 別記]

第4号様式

年 月 日 申請のあった附属設備の使用については次のとおり許可します。 附 属 設 備 使 用 許 可 書										第 年 月 日 那覇市長 印	
様											
品 名	数量	回数	使用料	品 名	数量	回数	使用料	品 名	数量	回数	使用料
所作台	枚		円	司会用テーブル	一式			エレベーターマ イクロホン	本		
平	枚			机	脚			マイクスタンド	本		
高	個			花	台			ハネカエリス ピーカー	台		
箱	個			指揮台	一式			ステージスビー ーカー	一式		
スライイデ グ山台	枚			譜面台	台			レコードプレー ヤー	台		
竹羽目	一式			譜面灯	台			テープレコー ダー	台		
松羽目	一式			コントラバスい す	脚			録音料 (カセット)	一式		
グレー幕	枚			回り舞台	一式			録音料 (オーブ)	一式		
紅型幕	枚			大迫り	台			クセノレンピンス ポット	台		
雲幕	枚			小迫り	台			ランブピンス ポット	台		

[illegible]

備考 附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

[改正後 別記]
第4号様式(第6条関係)

様						那覇市長 印								第 年 月 日 号	
附 属 設 備 使 用 許 可 書															
品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)	品 名	数 量	回 数	使用料 (円)
所 作 台	枚			折りたたみテー ブル	台			ワイヤレスマイ クロホン	本			プロジェクトター ススポットライト	台		
平 台	枚			花 台	台			三点吊りマイク ロホン	一式			先 玉	台		
開 き 足	台			指 揮 者 台	台			マイクスタンド	本			IT0センサーレ スマシン	台		
箱 馬	個			指揮者用譜面台	台			はね返りスピー カー	台			照 明 セ ッ ト (A)	一式		
スライディング山台	台			譜 面 台	台			再 生 機	台			照 明 セ ッ ト (B)	一式		
松 羽 目	枚			譜 面 灯	台			録 音	回			スタインウェイ ピアノ	台		
紅 型 幕	枚			コントラバス用 椅子	脚			クセノンピンズ ポット	台			ヤマハCFピアノ	台		
雲 幕	枚			ピアノ用椅子	脚			エフエクトマシ ン	台			ヤマハC7ピアノ	台		
首 里 城 幕	枚			大 迫 り	一式			波 マ シ ン	台			持込器具コンセ ント	Kw		
大 黒 幕	枚			小 迫 り	一式			オーロラマシン	台			展 示 パ ネ ル	枚		

立 紗 緋 上 地 が す り 長 座 布 団 立 奏 台 大 太 鼓 金 屏 風 演 司 会 者 用 演 台	幕 毛 織	枚			オーケストラ ピット	一式			ミラーボール	台			スクリーン	一式		
		枚			反響板	一式			星 球	一式			ホワイトボード (黒板)	台		
	敷	枚			木 戸	一式			スポットライト (500W)	台						
	り	枚			ドライアイスマ シン	台			スポットライト (1KW)	台			小 計		円	
	団	枚			拡 声 装 置	一式			パ ー ラ イ ト	台			冷房(大ホール)		時 間	
	台	組			ダイナミックマ イクロホン	本			ミニパーライト	台			冷房(中ホール)		時 間	
	鼓	台			ダイレクトボッ クス	本			ETCカッターラ イト	台			冷房(会議室)		時 間	
	風	双			コンデンサーマ イクロホン	本			ITOカッターラ イト	台			小 計		円	
	台	台			バウンダリーマ イクロホン	本			FQ1.5KWSボッ トライト	台			使用料の合計額		円	
	演 台	台			超指向性マイク ロホン	本			パーストロボ	台						

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

那覇市規則第39号

平成21年 9 月30日

那覇市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市民ギャラリー条例施行規則(昭和62年那覇市規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用許可の申請) 第5条 [略] (使用料の減免) 第8条 条例第6条第3項の規定により、使用料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。 (1) 本市が費用の一部を負担して共催する行事のため使用する場合 免除 (2) その他市長が特に必要があると認めた場合 市長が相当と認める額 2 [略] (使用料の還付) 第9条 条例第6条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。 (1) [略] (2) 使用開始日前30日までに使用の<u>取消し</u>を申し出た場合 5割 2 [略] 第1号様式 那覇市民ギャラリー使用許可申請書 [略]	(使用許可の申請等) 第5条 [略] (使用料の減免) 第8条 条例第6条の2の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 条例第6条の2第1号の規定に該当する場合 全額 (2) 条例第6条の2第2号及び第3号の規定に該当する場合 5割の額 (3) 条例第6条の2第4号の規定に該当する場合 3割の額 (4) 条例第6条の2第5号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額 2 [略] (使用料の還付) 第9条 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。 (1) [略] (2) 使用開始日前30日までに使用の<u>取りやめ</u>を申し出た場合 5割の額 (3) <u>展示品の即売等の取りやめに伴い、使用料に減額が生じた場合</u> 減額相当額 2 [略] 第1号様式(第5条関係) 那覇市民ギャラリー使用許可申請書 [略]

那覇市長 殿 [略]

第2号様式

殿 [略]
那覇市民ギャラリー使用許可書 [略]
[略]

第3号様式

那覇市民ギャラリー使用変更申請書 [略]
那覇市長 殿 [略]

第4号様式

殿 [略]
那覇市民ギャラリー使用変更許可書 [略]
[略]

第5号様式

殿 [略]
那覇市民ギャラリー使用許可取消
(停止)通知書 [略]
[略]

第6号様式

那覇市民ギャラリー使用取りやめ届 [略]
那覇市長 殿 [略]

第7号様式

使用料減免承認申請書 [略]
那覇市長 殿 [略]

第8号様式

使用料還付申請書 [略]
那覇市長 殿 [略]

第9号様式

那覇市長 様 [略]

第2号様式(第5条関係)

様 [略]
那覇市民ギャラリー使用許可書 [略]
[略]

第3号様式(第6条関係)

那覇市民ギャラリー使用変更申請書 [略]
那覇市長 様 [略]

第4号様式(第6条関係)

様 [略]
那覇市民ギャラリー使用変更許可書 [略]
[略]

第5号様式(第7条関係)

様 [略]
那覇市民ギャラリー使用許可取消
(停止)通知書 [略]
[略]

第6号様式(第7条関係)

那覇市民ギャラリー使用取りやめ届 [略]
那覇市長 様 [略]

第7号様式(第8条関係)

使用料減免承認申請書 [略]
那覇市長 様 [略]

第8号様式(第9条関係)

使用料還付申請書 [略]
那覇市長 様 [略]

第9号様式(第10条関係)

使用報告書 那覇市長 <u>殿</u> [略] [略]	使用報告書 那覇市長 <u>様</u> [略] [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに市民ギャラリーの使用許可を申請した者の許可に係る使用料については、改正後の那覇市民ギャラリー条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

那覇市規則第40号

平成21年 9 月30日

パレット市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

パレット市民劇場条例施行規則の一部を改正する規則

パレット市民劇場条例施行規則(平成3年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>パレット市民劇場条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>パレット市民劇場条例</u>(平成3年那覇市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間) 第2条 <u>パレット市民劇場</u>(以下「市民劇場」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (使用許可等) 第4条 [略] 第6条～第10条 [略] (使用料の減額又は免除) 第11条 条例第9条第3項の規定により使用料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 行事に使用する日以外の日で、準備及びリハーサル等のみのために使用する場合 2.5割減額 (2) 法律に基づく社会福祉団体が、その事業目的達成のために本市と共催	<u>那覇市パレット市民劇場条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>那覇市パレット市民劇場条例</u>(平成3年那覇市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間) 第2条 <u>那覇市パレット市民劇場</u>(以下「市民劇場」という。)の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。 (使用許可の申請) 第4条 [略] (使用許可書の交付) 第6条 市長は、第4条第1項の許可申請に対し許可したときは、<u>市民劇場使用許可書(第3号様式)又は附属設備使用許可書(第4号様式)をそれぞれ交付するものとする。</u> 第7条～第11条 [略] (使用料の減免) 第12条 条例第9条の2の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。<u>この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> (1) 条例第9条の2第1号の規定に該当する場合 全額 (2) 条例第9条の2第2号及び第3号の規定に該当する場合 5割の額

により使用する場合 5割減額 (3) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)</u>に規定する学校が教育目的のために使用する場合 3割減額 (4) <u>学術、芸術、文化団体等が行う事業のうち市長が定める事業のために使用する場合 5割減額又は免除</u> 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用許可申請と同時に<u>市民劇場使用料減額・免除承認申請書(第10号様式)</u>を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 3 市長は、前項の申請に対し使用料の減額又は免除を承認したときは、<u>市民劇場使用料減額・免除承認書(第11号様式)</u>を交付するものとする。 (使用料の還付) <u>第12条</u> 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] 2 [略] <u>第13条～第16条</u> [略] [別表第1 別記] 別表第2 [表 略] 備考 附属設備使用料は、<u>1ステージごと</u>に使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに<u>1ステージとみなす</u>。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記]	(3) <u>条例第9条の2第4号の規定に該当する場合 3割の額</u> (4) <u>条例第9条の2第5号の規定に該当する場合 2.5割の額</u> (5) <u>条例第9条の2第6号の規定に該当する場合 市長が必要と認める額</u> 2 使用料の減免を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用許可申請と同時に<u>市民劇場使用料減免承認申請書(第10号様式)</u>を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 3 市長は、前項の申請に対し使用料の減免を承認したときは、<u>市民劇場使用料減免承認書(第11号様式)</u>を交付するものとする。 (使用料の還付) <u>第13条</u> [略] (1)～(2) [略] (3) <u>入場料の変更に伴い、施設使用料に減額が生じた場合 減額相当額</u> 2 [略] <u>第14条～第17条</u> [略] [別表第1 別記] 別表第2(<u>第10条関係</u>) [表 略] 備考 附属設備使用料は、<u>リハーサル・本番ごと</u>に使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに<u>使用料を算定する</u>。 [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記] [第4号様式 別記]
---	---

第5号様式

市民劇場使用変更申請書	[略]
那覇市長 殿	[略]

第6号様式

[略]	殿 [略]
[略]	市民劇場使用変更許可書
[略]	

第7号様式

[略]	殿 [略]
[略]	市民劇場使用許可取消(制限・停止)
[略]	通知書
[略]	

第8号様式

市民劇場使用取りやめ届	[略]
那覇市長 殿	[略]

第9号様式

道具持込使用承認申請書	[略]
那覇市長 殿	[略]

第10号様式

市民劇場使用料減額・免除承認申請書	[略]
那覇市長 殿	[略]

第11号様式

殿 [略]	
[略]	
市民劇場使用料減額・免除承認書	
[略]	

第5号様式(第7条関係)

市民劇場使用変更申請書	[略]
那覇市長 様	[略]

第6号様式(第7条関係)

[略]	様 [略]
[略]	市民劇場使用変更許可書
[略]	

第7号様式(第8条関係)

[略]	様 [略]
[略]	市民劇場使用許可取消(制限・停止)
[略]	通知書
[略]	

第8号様式(第8条関係)

市民劇場使用取りやめ届	[略]
那覇市長 様	[略]

第9号様式(第9条関係)

道具持込使用承認申請書	[略]
那覇市長 様	[略]

第10号様式(第12条関係)

市民劇場使用料減免承認申請書	[略]
那覇市長 様	[略]

第11号様式(第12条関係)

様 [略]	
[略]	
市民劇場使用料減免承認書	
[略]	

第12号様式 使用料還付申請書 那覇市長 殿 [略]	第12号様式(第13条関係) 使用料還付申請書 那覇市長 様 [略]
第13号様式 特別設備施設許可申請書 那覇市長 殿 [略]	第13号様式(第14条関係) 特別設備施設許可申請書 那覇市長 様 [略]
第14号様式 き損・滅失届 那覇市長 殿 [略]	第14号様式(第17条関係) き損・滅失届 那覇市長 様 [略]
備考 - 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 - 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 - 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 - 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 - 様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

- この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日までに市民劇場の使用許可を申請した者の許可に係る使用料については、改正後の那覇市パレット市民劇場条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則(平成7年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表

規則	様式番号
[略]	
パレット市民劇場条例施行規則 (平成3年那覇市規則第22号)	[略]
[略]	

別表

規則	様式番号
[略]	
那覇市パレット市民劇場条例施行規則(平成3年那覇市規則第22号)	[略]
[略]	

備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

[改正前 別記]

別表第1

附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料
舞台設備	[略]		
	譜面灯	1個	[略]
	[略]		
	折りたたみテーブル	1脚	[略]
	[略]		
	開足	1個	[略]
	[略]		
	木台	[略]	
	支木	1本	52
	人形立	[略]	
	地ガスリ	[略]	
	緋毛織	[略]	
	[略]		
	カーペット	[略]	
	紗幕	[略]	
	[略]		
	めくり台	[略]	
	白板	1枚	105
	ドライアイスマシン	[略]	
	[略]		
楽器	ピアノ (FC)	[略]	
	和太鼓	[略]	
音響設備	[略]		
	テープレコーダー(カセット)	[略]	
	テープレコーダー(オープン)	1台	1, 050
	テープレコーダー(デジタル)	[略]	
	[略]		
	コンデンサーマイクA	[略]	
	コンデンサーマイクB	[略]	
	ダイナミックマイクA	[略]	
	ダイナミックマイクB	[略]	
	ワイヤレスマイクA	[略]	
	ワイヤレスマイクB	[略]	
	集音マイク	1本	1, 050
	マイクスタンド(床上型)	[略]	
	[略]		
照明設備	[略]		
	ソーラスポットライト (1KW)	1台	[略]
	ソーラスポットライト (500w)	[略]	315
	[略]		
	波エフェクト	[略]	

	[略]		
	スポットライトスタンド	[略]	
	<u>ロースタンド</u>	<u>1本</u>	<u>105</u>
	丸台	[略]	
	[略]		
その他	[略]		
	スクリーン	[略]	
	電源	[略]	

備考 附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

[改正後 別記]

別表第1(第10条関係)

附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料
舞台設備	[略]		
	譜面灯	1台	[略]
	[略]		
	折りたたみテーブル	1台	[略]
	[略]		
	開き足	1台	[略]
	[略]		
	木台	[略]	
	人形立	[略]	
	地がすり	[略]	
	ひ もうせん 緋毛織(大)	1枚	315
	ひ もうせん 緋毛織(小)	[略]	
	[略]		
	カーペット	[略]	
	リノリウム	1枚	315
	しゃ 紗幕	[略]	
	[略]		
	めくり台	[略]	
	ドライアイスマシン	[略]	
	[略]		
楽器	ヤマハCFⅢSピアノ	[略]	
	ヤマハCFⅢピアノ	1台	5,250
	和太鼓	[略]	
音響設備	[略]		
	テープレコーダー(カセット)	[略]	
	テープレコーダー(デジタル)	[略]	
	[略]		
	コンデンサーマイクロホンA	[略]	
	コンデンサーマイクロホンB	[略]	
	ガンマイクロホン	[略]	
	ダイナミックマイクロホン	[略]	
	ワイヤレスマイクロホンA	[略]	
	ワイヤレスマイクロホンB	[略]	
	マイクスタンド(床上型)	[略]	
	[略]		
照明設備	[略]		
	ACLスポットライト	1セット	[略]
	ITOスライドチェンジャー	[略]	735
	[略]		
	波マシン	[略]	

その他	[略]	
	スポットライトスタンド	[略]
	丸台	[略]
	[略]	
	[略]	
	スクリーン	[略]
	ローラー式スクリーン	1台 105
	電源	[略]
	ホワイトボード	1台 105
	展示パネル	1枚 31
	折りたたみテーブル	1台 52

備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。

[改正前 別記]

第1号様式

市民劇場使用許可申請書					[略]
那覇市長 <u>殿</u>					[略]
[略]					
使用 日時	[略]	準 備	リハーサル	[略]	
	[略]				
使用責任者		[略]			
特別設備		有 無			
入場料(会費制)		有 無		[略]	
[略]		[略]			
使用 料	[略]	減 額 使 用 料		円	
		円		円	

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

市民劇場使用許可申請書					[略]
那覇市長 <u>様</u>					[略]
[略]					
使用 日時	[略]	使用時間区分	準備・リハーサル	[略]	
	[略]				
会場責任者		[略]			
商業宣伝・営利 目的等の有無		有(以下の該当する項目を○で囲む) 無 商業宣伝 物品販売 社内研修 その他商業利用()			
入場料(会費制 を含む。)		有 円 無		[略]	
[略]		[略]			
使用 料	[略]	減 免 使 用 料		合計	
		円		円	

〔改正前 別記〕
第2号様式

[illegible]

備考 附属設備使用料は、1スズーじごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに1スズーじとみなす。

〔改正後 別記〕
第2号様式(第4条関係)

附属設備使用許可申請書										
郡 朝 市 長 様										
種別	品 名	数量	単価 (円)	回数	使用料 (円)	種別	品 名	数量	単価 (円)	
照明設備	反響板	一式	略			音 響 設 備	略			
	略		略				データレコーダー (カセット)	[略]	略	
	諸面灯	台	略				データレコーダー (デジタル)	[略]		
	略		略				略			
	折りたたみテーブル	台	略				コンデンサマイククロホン A	[略]		
	略		略				コンデンサマイククロホン B	[略]		
	囲き足	台	略				カンマイククロホン	[略]		
	略		略				ダイナミックマイククロホン	[略]		
	木 台	[略]	略				ワイヤレスマイククロホンA	[略]		
	人形立	[略]	略				ワイヤレスマイククロホンB	[略]		
舞台設備	地がすり	[略]	略			設 備	マイクスタンド (床二型)	[略]		
	紐毛藏(大)	枚	略				略			
	紐毛藏(小)	[略]	略							
	略		略							
	カーペット	[略]	略							
	リノリウム	枚	略							
	紗 幕	[略]	略							
	略		略							
	めくり台	[略]	略							
	ドライアイスマシン	[略]	略							
装 飾	略		略			照 明 設 備				
	ヤマハFHSピアノ	[略]	略							
	ヤマハFHSピアノ	台	略							
	和太鼓	[略]	略							
備考 附属設備使用料は、リハーサル・本番ごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに使用料を算定する。										
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				
回数						使用料 (円)				
種別						品名				
数量						単価 (円)				

第3号様式

[略]					[略]
[略]					[略]
市民劇場使用許可書					
[略]					
[略]					
使用 日 時	[略]	<u>準 備</u>	<u>リハーサル</u>	[略]	
	[略]				
<u>使用責任者</u>		[略]			
<u>特別設備</u>		<u>有</u> _____ <u>無</u>			
[略]					
備考 [略]					

[改正後 別記]

第3号様式(第6条関係)

[略]					[略]
様					
市民劇場使用許可書					
[略]					
[略]					
使用 日 時	[略]	使用時間区分	準備・リハーサル	[略]	
	[略]				
会場責任者		[略]			
商業宣伝・営利 目的等の有無		有(以下の該当する項目を○で囲む) ・ 無 商業宣伝 物品販売 社内研修 その他商業利用 ()			
[略]					
備考 [略]					

第1号様式
[改正前 別記]

[illegible]

備考 附属設備使用料は、1ステージごとに使用料を算定する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

【改正後 別記】
第1号様式(第6条関係)

陸揚設備使用許可書										その他									
種別	品名	数量	価額 (円)	回数	使用料 (円)	種別	品名	数量	価額 (円)	回数	使用料 (円)								
機台設備	反響板	一式	[略]	[略]	[略]	音響設備	[略]		[略]		[略]								
	[略]						[略]		[略]										
	清面台	台					[略]		[略]										
	[略]		[略]		[略]														
	折りたたみテーブル	台	[略]		[略]														
	[略]		[略]		[略]														
	置き足	台	[略]		[略]														
	[略]		[略]		[略]														
	木台		[略]		[略]														
	人形立		[略]		[略]														
設備	地がすり		[略]		[略]	音響設備	コンデンサーマイクA		[略]		[略]								
	紺毛氈(大)	枚	[略]		[略]		コンデンサーマイクB		[略]		[略]								
	紺毛氈(小)		[略]		[略]		カンマイク		[略]		[略]								
	[略]		[略]		[略]		ダイナミックマイクA		[略]		[略]								
	[略]		[略]		[略]		ワイヤレスマイクA		[略]		[略]								
	カーペット		[略]		[略]		ワイヤレスマイクB		[略]		[略]								
	リノリウム	枚	[略]		[略]		マイクスタンド (床大型)		[略]		[略]								
	紗蓋		[略]		[略]		[略]												
	[略]		[略]		[略]														
	めくり台		[略]		[略]														
楽器	ドラマイスマン		[略]		[略]	音響設備													
	[略]		[略]		[略]														
	ヤマハFHSピアノ		[略]		[略]														
	ヤマハCFIIピアノ	台																	
和太鼓																			
小計														円					

那覇市規則第41号

平成21年 9 月30日

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市重度心身障害者医療費等助成条例施行規則(平成4年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市重度心身障害者医療費等助成条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>那覇市重度心身障害者医療費等助成条例</u>(平成4年那覇市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (申請の手続) 第2条 条例第5条第1項に規定する規則で定めるところによる申請は、<u>那覇市重度心身障害者医療費等助成受給者証交付申請書</u>(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1)～(4) [略] 2 <u>条例第5条第2項に規定する那覇市重度心身障害者医療費等助成受給者証</u>(以下「受給者証」という。)は、第2号様式とする。 (受給者証の有効期間等) 第3条 <u>受給者証</u>の有効期間は1年以内とし、毎年7月に更新するものとする。 (受給者証の再交付) 第4条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証を亡失又は汚損等したときは、<u>那覇市重度心身障害者医療費等助成受給者証再交付申請書</u>(第3号様式)を市長に提出して受給者証の再交付を受けることができる。 (助成の始期及び終期)	<u>那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例</u>(平成4年那覇市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (認定の申請) 第2条 条例第5条第1項に規定する規則で定める申請は、<u>那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証交付申請書</u>(以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1)～(4) [略] (受給者証の有効期間等) 第3条 <u>那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証</u>(以下「受給者証」という。)の有効期間は1年以内とし、毎年7月に更新するものとする。 (受給者証の再交付) 第4条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、受給者証を亡失又は汚損等したときは、<u>那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証再交付申請書</u>を市長に提出して受給者証の再交付を受けることができる。 (助成の始期及び終期)

第5条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、助成開始の事由が次の各号のいずれかに該当するとき(事由発生の日から14日を経過して交付申請書が提出されたときを除く。)は、それぞれ当該各号に定める日を開始日とする。

(1) 新たに条例第2条第1号に掲げる重度心身障害者に該当したとき。 該当した日

(2)～(3) [略]

(所得状況の確認)

第6条 [略]

2 前項の規定による確認の結果、条例第7条の規定により助成を停止すべきと認めるとき、又は助成の停止を解除すべきと認めるときは、その旨を、受給者に対して那覇市重度心身障害者医療費等助成(停止・停止解除)通知書(第4号様式)により通知するものとする。

3 [略]

(助成の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定に基づき本人又は監護者が医療費等の支払を受けようとするときは、那覇市重度心身障害者医療費等支給申請書(第6号様式)により市長に申請しなければならない。

2 [略]

(届出の事項)

第8条 [略]

2 前項第1号及び第2号の届出は、那覇市重度心身障害者住所・氏名等変更届書(第7号様式)により行い、同項第3号の届出は、那覇市重度心身障害者医療費等助成受給資格喪失届書(第8号様式)により行うものとする。

3 [略]

(受給資格喪失通知書)

第9条 市長が受給者としての要件に該当

第5条 [略]

2 [略]

(1) 新たに条例第2条第1号に掲げる重度心身障がい者に該当したとき。 該当した日

(2)～(3) [略]

(所得状況の確認)

第6条 [略]

2 前項の規定による確認の結果、条例第7条の規定により助成を停止すべきと認めるとき、又は助成の停止を解除すべきと認めるときは、その旨を、受給者に対して那覇市重度心身障がい者医療費等助成(停止・停止解除)通知書により通知するものとする。

3 [略]

(助成の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定に基づき本人又は監護者が医療費等の支払を受けようとするときは、那覇市重度心身障がい者医療費等支給申請書により市長に申請しなければならない。

2 [略]

(届出の事項)

第8条 [略]

2 前項第1号及び第2号の届出は、那覇市重度心身障がい者住所・氏名等変更届書により行い、同項第3号の届出は、那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給資格喪失届書により行うものとする。

3 [略]

(受給資格喪失通知書)

第9条 市長が受給者としての要件に該当

しなくなったと認めた者に対しては、那覇市重度心身障害者医療費等助成受給資格喪失通知書(第9号様式)により通知するものとする。

2 〔略〕

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

[第1号様式 別記]

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第4号様式 別記]

第5号様式 削除

しなくなったと認めた者に対しては、那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給資格喪失通知書により通知するものとする。

2 〔略〕

(様式)

第10条 この規則の規定による次の表の文書の様式は、市長が定める。

文書名	関連条項
那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証交付申請書	第2条第1項
那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証	第3条
那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給者証再交付申請書	第4条
那覇市重度心身障がい者医療費等助成(停止・停止解除)通知書	第6条第2項
那覇市重度心身障がい者医療費等支給申請書	第7条第1項
那覇市重度心身障がい者住所・氏名等変更届書	第8条第2項
那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給資格喪失届書	第8条第2項
那覇市重度心身障がい者医療費等助成受給資格喪失通知書	第9条第1項

(細目)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

[第6号様式 別記] [第7号様式 別記] [第8号様式 別記] [第9号様式 別記]	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。	

付 則

- この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則(平成7年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
別表 <table> <tr> <th>規則</th><th>様式番号</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市老人憩の家条例施行規則(平成3年那覇市規則第36号)</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市重度心身障害者医療費等助成条例施行規則(平成4年那覇市規則第13号)</td><td>第1号様式、第3号様式、第7号様式、第8号様式</td></tr> <tr> <td>那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	規則	様式番号	[略]		那覇市老人憩の家条例施行規則(平成3年那覇市規則第36号)	[略]	那覇市重度心身障害者医療費等助成条例施行規則(平成4年那覇市規則第13号)	第1号様式、第3号様式、第7号様式、第8号様式	那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)	[略]	[略]		別表 <table> <tr> <th>規則</th><th>様式番号</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市老人憩の家条例施行規則(平成3年那覇市規則第36号)</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	規則	様式番号	[略]		那覇市老人憩の家条例施行規則(平成3年那覇市規則第36号)	[略]	那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)	[略]	[略]	
規則	様式番号																						
[略]																							
那覇市老人憩の家条例施行規則(平成3年那覇市規則第36号)	[略]																						
那覇市重度心身障害者医療費等助成条例施行規則(平成4年那覇市規則第13号)	第1号様式、第3号様式、第7号様式、第8号様式																						
那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)	[略]																						
[略]																							
規則	様式番号																						
[略]																							
那覇市老人憩の家条例施行規則(平成3年那覇市規則第36号)	[略]																						
那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)	[略]																						
[略]																							
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。																							

[改正前 別記]

第1号様式

那覇市重度心身障害者医療費
等助成受給者証交付申請書

年 月 日

那覇市長殿

申請者 住所 那覇市
(本人又は監護者)氏名

印

下記のとおり、必要書類を添えて、重度心身障害者医療費等助成受給者証の交付を申請します。

対象者	ふりがな		男 女	生年 月日	年 月 日
	氏 名				
	住 所	電 話			
障害の 状況	障 害 区 分	視・聴・肢・内・精	手帳番号等		程度 級 級
	所持している 手帳等	1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 特別児童扶養手当証書 4 国民年金証書	(参考事項)		
保険の 状況	種 類	国・健・船・共()	記 号 番 号		
	被保険者氏名		対象者との続柄		
	連 絡 先		備考(福祉課記載欄)		

.....

[改正前 別記]

第2号様式

那覇市重度心身障害者医療費等助成 受 給 者 証			
受給者番号		那重第 号	
受 給 者	氏 名		男・女
	生年月日	年 月 日	
	住 所		
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	

年 月 日交付

那覇市長 印

[改正前 別記]
第3号様式

那覇市重度心身障害者医療費
等助成受給者証再交付申請書

年 月 日

那覇市長 殿

申請者 住所
(本人又は監護者) 氏名 印

次の理由により、那覇市重度心身障害者医療費等助成受給証を再交付してくだ
さるよう申請します。

1 受給者番号 那重第 号

2 受給者氏名 _____

3 申請の理由 (1) なくした。

(2) 破れた。

(3) 汚れた。

(4) その他()

[改正前 別記]

第4号様式

那覇市重度心身障害者医療費等
助成(停止・停止解除)通知書

年 月 日

殿

那覇市長 印

あなたの重度心身障害者医療費等助成については、下記のとおり(停止・停止解除)しましたので通知します。

氏 名	(那重第 号)
住 所	
停止・停止解除 の理由	
停止・停止解除 の期間	

[改正前 別記]

第6号様式

受給者番号	那重第 号	助成決定額	¥
受給者氏名		(計算基礎) -----	
保険の種類		-----	
附加給付等	無・有(円)	-----	
振込銀行		-----	

那覇市重度心身障害者医療費
等支給申請書

年 月 日

那覇市長 殿

申請者 住所
(本人又は監護者)氏名 印

添付の領収証等のとおり支払いましたので、医療費等の支給を申請します。

領 収 証

¥

上記のとおり領収しました。

ただし、 年 月分保険診療一部負担金として

区分	保険診療点数 又は総費用額	左のうち公費負 担(結予、精神)	区分	保険診療点数 又は総費用額	左のうち公費負 担(結予、精神)
外来	点 円	点 円	入院	点 円	点 円

年 月 日

那覇市長 殿

保険医療機関等の所在地
名称
代表者氏名 印

注意 (1) この申請書は、受給者証、領収証及び印鑑(届出印と同一の印鑑)を添えて提出してください。

(2) 上欄は申請者、下欄は保険医療機関等で記入してください。

[改正前 別記]

第7号様式

那覇市重度心身障害者住所・
氏名等変更届書

年 月 日

那覇市長殿

住所
届出人 氏名 印
受給者 氏名
受給者番号 那重第 号

下記のとおり変更がありましたので届けます。

- 1 変更事項(該当するものを○で囲む。)
- (1) 受給者の住所 (2) 受給者の氏名 (3) 世帯主等の住所
(4) 世帯主等の氏名 (5) 加入医療保険の種類・記号番号等
(6) その他()

2 変更の内容

変更年月日	変 更 前	変 更 後

[改正前 別記]
第8号様式

那覇市重度心身障害者医療費
等助成受給資格喪失届書

年 月 日

那覇市長殿

住所
届出人 氏名 印
受給者 氏名
受給者番号 那重第 号

下記のとおり受給資格がなくなりましたので届けます。

- 1 喪失理由(該当するものを○で囲む。)
- (1) 受給者の転出 (2) 保護者等の転出(本人施設入所)
(3) 受給者の死亡 (4) 障害程度の変更
(5) 他法適用(生活保護 施設医療 その他)
(6) その他

2 喪失年月日等

喪失年月日	1 の 内 容

[改正前 別記]

第9号様式

那覇市重度心身障害者医療費
等助成受給資格喪失通知書

年 月 日

殿

那覇市長

印

下記のとおり、重度心身障害者医療費等助成の受給資格がなくなりましたので
通知します。

氏 名	(那重第 号)
住 所	
受給資格がなくな った理由	
受給資格がなくな った日	

那覇市規則第42号

平成21年 9 月30日

那覇市緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市緑化センター条例施行規則(平成18年那覇市規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(利用許可) <u>第3条 条例第7条第1項の規定により那覇市緑化センター(以下「緑化センター」という。)の利用許可を受けようとする者は、利用の日の3日前までに那覇市緑化センター利用許可申請書(第1号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>2 指定管理者は、前項に規定する利用許可申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、那覇市緑化センター利用許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。</u> (利用料金の返還) <u>第4条 条例第10条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、返還する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。</u> <u>(1) 天災その他不可抗力により利用できない場合 利用できない期間に係る額</u> <u>(2) 緑化センターの管理上の理由により利用できなかった場合 利用できない期間に係る額</u> <u>(3) その他指定管理者が必要と認める場合 利用できない期間に係る額</u> <u>2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用許可書の写しを添えて、那覇市緑化センター利用料金返還申請書(第3号様式)により指</u>

(公告)

第3条 市長は、条例第13条第1項の規定により那覇市緑化センター(以下「緑化センター」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を

定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する返還申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、那覇市緑化センター利用料金返還通知書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

(利用料金の減免)

第5条 条例第11条の規定により利用料金を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(1) 条例第11条第1号から第4号までの規定に該当する場合 全額

(2) 条例第11条第5号から第7号までの規定に該当する場合 2分の1の額(ただし冷房料を除く。)

(3) 条例第11条第8号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、那覇市緑化センター利用料金減免申請書(第5号様式)により指定管理者に申請しなければならない。ただし、指定管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、前項に規定する利用料金減免申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、那覇市緑化センター利用料金減免通知書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。

(公告)

第6条 市長は、条例第15条第1項の規定により緑化センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

公告するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第13条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) [略]

(指定申請)

第4条 [略]

2 条例第13条第3項の規則で定める申請書は、那覇市緑化センター指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) [略]

(指定等)

第5条 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をするときは、那覇市緑化センター指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。

2 市長は、条例第13条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市緑化センター指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第6条 [略]

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

第7条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 条例第15条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) [略]

(指定申請)

第7条 [略]

2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市緑化センター指定管理者指定申請書(第7号様式)とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) [略]

(指定等)

第8条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市緑化センター指定管理者指定書(第8号様式)を交付する。

2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市緑化センター指定管理者不指定通知書(第9号様式)を交付する。

(協定)

第9条 [略]

2 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 市民への情報公開に関する事項

(7) 施設利用料金に関する事項

(8) 事故及び損害賠償に関する事項

(9) [略]

第10条 [略]

[第1号様式(第3条関係) 別記]

[第2号様式(第3条関係) 別記]

[第3号様式(第4条関係) 別記]

[第4号様式(第4条関係) 別記]

[第5号様式(第5条関係) 別記]

[第6号様式(第5条関係) 別記]

<u>[第1号様式(第4条関係) 別記]</u>	<u>[第7号様式(第7条関係) 別記]</u>
<u>[第2号様式(第5条関係) 別記]</u>	<u>[第8号様式(第8条関係) 別記]</u>
<u>第3号様式(第5条関係) [略]</u>	<u>第9号様式(第8条関係) [略]</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

[改正後 別記]
第1号様式(第3条関係)

那覇市緑化センター利用許可申請書

年 月 日

那覇市緑化センター
指定管理者 様住所
代表者氏名

印

連絡先

次のとおり那覇市緑化センターを利用したいので申請します。

利用施設の名称	
利用目的	
利用内容	
利用する床面積	
付属設備利用 の有無	
利用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他必要 事項	

[改正後 別記]
第2号様式(第3条関係)

利用許可第 号
年 月 日

住所
代表者氏名
様

那覇市緑化センター
指定管理者 印

那覇市緑化センター利用許可書

年 月 日申請のあった那覇市緑化センター利用については、
次のとおり許可します。

利用施設の名称	
利用目的	
利用内容	
利用する床面積	
付属設備利用 の有無	
利用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用料金の 有無	円
許可条件	

[改正後 別記]
第3号様式(第4条関係)

那覇市緑化センター利用料金返還申請書

年 月 日

那覇市緑化センター
指定管理者 様

住所
代表者氏名

印

連絡先

那覇市緑化センター条例施行規則第4条第2項の規定により、施設の
利用料金の返還を申請します。

利用施設の名称	
利用目的	
利用内容	
利用する床面積	
利用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
付属設備利用 の有無	
利用許可番号 許可年月日	第 号 年 月 日
支払済額	円
返還申請事由	

※添付書類等(那覇市緑化センター利用許可書の写し)

[改正後 別記]
第4号様式(第4条関係)

年 月 日

住所
代表者氏名

様

那覇市緑化センター
指定管理者 印

那覇市緑化センター利用料金返還通知書

年 月 日申請のあった那覇市緑化センターの施設利用料金を、
次のとおり返還します。

利用施設の名称	
利用目的	
利用する床面積	
利用予定日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用許可番号 許可年月日	第 号 年 月 日
返還申請事由	
領収額	円
返還額	円
その他必要事項	

[改正後 別記]

第5号様式(第5条関係)

那覇市緑化センター利用料金減免申請書

年 月 日

那覇市緑化センター
指定管理者 様住所
代表者氏名

印

連絡先

那覇市緑化センター条例施行規則第5条第2項の規定により、
施設の利用料金の減免を申請します。

利用施設の名称	
利用目的	
利用する床面積	
利用予定日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用許可番号 許可年月日	第 号 年 月 日
減免申請事由	

[改正後 別記]
第6号様式(第5条関係)

那覇市緑化センター利用料金減免通知書

年 月 日

住所
代表者氏名

様

那覇市緑化センター
指定管理者 印

年 月 日申請のあった那覇市緑化センターの施設利用料金を、
次のとおり減免します。

利用施設の名称	
利用目的	
利用する床面積	
利用予定日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用許可番号 許可年月日	第 号 年 月 日
減免申請事由	
領収額	円
減免額	円
その他必要事項	

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

那覇市緑化センター指定管理者指定申請書

[略]

那覇市緑化センター条例第13条第2項の規定により、那覇市緑化センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

[改正後 別記]

第7号様式(第7条関係)

那覇市緑化センター指定管理者指定申請書

[略]

那覇市緑化センター条例第15条第2項の規定により、那覇市緑化センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

[改正前 別記]

第2号様式(第5条関係)

[略]

那覇市緑化センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市緑化センターの指定管理者の指定については、那覇市緑化センター条例第13条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

[略]

[改正後 別記]

第8号様式(第8条関係)

[略]

那覇市緑化センター指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市緑化センターの指定管理者の指定については、那覇市緑化センター条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

[略]